

平成17年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成17年12月18日（日曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長一般報告
- 第 5 町長一般行政報告
- 第 6 報告第 1号 例月出納検査報告
- 第 7 陳情第 1号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充に関する陳情
- 第 8 請願第 1号 北海道財政の再建についての請願
- 第 9 請願第 2号 季節労働者の雇用と生活の安定を求める請願
- 第10 発議第 1号 中頓別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 発議第 2号 中頓別町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 発議第 3号 町議会議員期末手当支給に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第13 発議第 4号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第14 一般質問
- 第15 議案第 1号 南宗谷消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南宗谷消防組合同約の変更に関する協議について
- 第16 議案第 2号 南宗谷衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南宗谷衛生施設組合同約の変更に関する協議について
- 第17 議案第 3号 南宗谷4町介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 第18 議案第 4号 職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第 5号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第 6号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算
- 第21 議案第 7号 平成17年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算
- 第22 議案第 8号 平成17年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第23 議案第 9号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第24 議案第10号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第25 議案第11号 平成17年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第26 議案第12号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算

- 第27 発議第 5号 私学助成の『北海道単独上乘せ補助全廃』の方針を改め、拡充を
求める意見書(案)
- 第28 発議第 6号 平成18年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を
求める意見書(案)
- 第29 発議第 7号 北海道財政の再建についての意見書(案)
- 第30 発議第 8号 季節労働者の雇用と生活の安定を求める意見書(案)
- 第31 閉会中の継続調査申出について

○出席議員(10名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 星川三喜男君 | 2番 岩田利雄君 |
| 3番 山本得恵君 | 4番 柳澤雅宏君 |
| 5番 本多夕紀江君 | 6番 藤田首健君 |
| 7番 石井雄一君 | 8番 村山義明君 |
| 9番 宮崎安史君 | 10番 石神忠信君 |

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|----------|-------|
| 町長 | 野邑智雄君 |
| 助役 | 矢部守世君 |
| 教育長 | 福家義憲君 |
| 総務課長 | 安積明君 |
| 総務課参事 | 小林生吉君 |
| 総務課参事 | 遠藤義一君 |
| 産業建設課長 | 尾本導弘君 |
| 産業建設課参事 | 柴田弘君 |
| 産業建設課主幹 | 吉田行博君 |
| 産業建設課主幹 | 中原直樹君 |
| 産業建設課主幹 | 青木彰君 |
| 保健福祉課長 | 石川篤君 |
| 保健福祉課参事 | 竹内義博君 |
| 教育次長 | 米屋彰一君 |
| 教育委員会主幹 | 藤井富子君 |
| 給食センター所長 | 菊地誠治君 |
| 出納室長 | 奥村文男君 |
| 天北厚生園長 | 千葉辰雄君 |

天北厚生園次長	家 入 隆 君
国保病院院長	住 友 和 弘 君
国保病院事務長	高 井 秀 一 君
国保病院事務次長	村 越 重 忠 君
南宗谷消防組合 中頓別支署長	鳥 田 博 君
南宗谷消防組合 中頓別支署副長	大 畑 元 幸 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	竹 内 輝 幸 君
自 動 車 学 校 長	浅 野 豊 君
保 育 所 長	遠 藤 美代子 君
こどもセンター長	平 中 静 江 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	和 田 行 雄 君
議 会 事 務 局 書 記	高 井 水 脈 子 君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成17年第4回中頓別町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において1番、星川さん、9番、宮崎さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

山本さん。

○議会運営委員長（山本得恵君） おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成17年第4回中頓別町議会定例会の運営に関し、11月10日及び12月13日に議会運営委員会を開催したので、審査の内容を報告をいたします。

1、会期及び議事日程について、本定例会の会期は平成17年12月18日から翌19日までの2日間とする。本日18日は休日であるが、サンデー議会として会議を開く。本日の議事日程については、議事日程第1号のとおりである。

2、一般質問について、通告期限内に通告した議員は5名である。質問事項に若干の重複が考えられるため、後の質問者はみずから判断し、再質問、再々質問で内容が重複しないよう留意されたい。また、一般質問を行う際は、通告の範囲を守り、再質問、再々質問で関連質問を行わないよう一問一答のルールを遵守されたい。通告書の内容に照らして著しい逸脱や関連質問が行われた場合は、発言停止などの措置を行う。

3、町提出議案12件については、いずれも本会議で審議する。

4、陳情、請願の取り扱いについて、国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充に関する陳情、北海道財政の再建についての請願及び季節労働者の雇用と生活の安定を求める請願は、いずれも急を要する案件と判断され、委員会付託を省略し、本会議で審議する。

5、条例、会議規則改正の発議について、次の一般選挙から議員定数を10名から8名に減ずることなど議会改革に関連する3条例及び会議規則の改正が発議されているので、いずれも本会議で審議する。

6、意見書について、私学助成の『北海道単独上乘せ補助全廃』の方針を改め、拡充を求める意見書、平成18年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を求める意見書、北海道財政の再建についての意見書、季節労働者の雇用と生活の安定を求める意見書が発議されているので、いずれも委員会付託を省略し、本会議で審議する。

7、閉会中の継続調査の申し出について、各常任委員長及び議会運営委員会から調査の申し出があるので、会議に諮る。

8、議場からのテレビ中継について、今定例会では本日の会議の冒頭から一般質問終了まで役場、町民ホール及び町民センターロビーのテレビに配信する。

議会運営委員会報告は以上でございます。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日12月18日から19日までの2日間にしたいたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月18日から19日までの2日間とすることに決しました。

◎議長一般報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第4、議長の一般報告を行います。

議長の一般報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

◎町長一般行政報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、町長一般行政報告を行います。

本件につきまして町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。第4回の定例会を招集いたしましたところ、師走に入りまして何かと大変お忙しいところ全員の議員さんの出席をいただきましたことに初めにお礼を申し上げたいと思います。

それでは、私から11月28日から昨日までの町長一般行政報告の中から1点だけご報告を申し上げたいと思います。今年10月の1日を基準日といたしまして行われました国勢調査の結果でございます。この国勢調査におかれましては、町民の皆様方にご協力をいただきまして、調査拒否等の心配された問題もなく終了することができました。調査の結

果でありますけれども、人口につきましては17年10月1日現在で2,289名になりました。5年前の12年の国勢調査と比較をいたしまして229名の人口の減少になりまして、減少率は9.1%であります。それから、世帯数の関係でありますけれども、このたびの国勢調査では928世帯、5年前の12年度と比較をいたしますと世帯数で42世帯の減少になりました。減少率は4.3%であります。

なお、宗谷管内、北海道等の関係につきましては、参考までに記載をしておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

この国勢調査の実施に伴いまして、私ども50%以上国から交付をされています地方交付税の算定にも大きな影響がございまして、17年度の地方交付税の計数等の勘案から推測をいたしますと、基準財政需要額では約4,700万程度の減少が見込まれる、このような予想をしているところでございます。

その他の行政一般報告につきましては、書面の印刷物でご承知おきをいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（石神忠信君） これにて町長の一般行政報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、報告第1号 例月出納検査報告を行います。

本件につきましてもお手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承を願います。

◎陳情第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、陳情第1号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充に関する陳情の件を議題とします。

本件につきましては、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、局長に陳情書を朗読させます。

和田議会事務局長。

○議会事務局長（和田行雄君） それでは、朗読いたします。

陳情第1号。

受け付け番号、第1号。

受理年月日、平成17年11月22日。

所属委員会、産業建設常任委員会。

国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充に関する陳情。

陳情人、住所、札幌市東区北9条東1丁目北海道労働センター2階建交労北海道本部内、氏名、地元で働く仕事と90日支給復活を要求する北海道連絡会代表委員、佐藤陵一さん。

【陳情趣旨】

国の季節労働者冬期援護制度は、1977年度に「積雪寒冷地冬期雇用促進給付金」制度として発足して以来、制度の名称や内容の一部が変更されながらも、30年近くにわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」として重要な役割を果たしてきました。しかしながら、政府は2004年度から現行の「冬期雇用安定奨励金」制度、「冬期技能講習助成給付金」制度について大幅な「見直し」をおこなうとともに、2006年度をもってこれらの制度を廃止しようとしています。

国は「政策効果があがっていない」ことを廃止の理由にあげていますが、国の季節労働者冬期援護制度のもとで、制度発足当初は約30万人を数えた季節労働者はいま約16万人となり、建設業における通年雇用化がすすんで、通年雇用の労働者の比率が季節雇用の労働者を上回るようになってきました。

同時に、厳しい自然条件とそれに伴うコスト増という制約もあり、道内の建設投資額が1～3月の第4四半期において大幅に減少する状況は依然として続いており、その減少は東北各県と比較しても際だっています。従って、相当数の労働者が季節的に失業せざるをえないのが現状です。

また、とりわけ北海道においては、長期にわたる不況と景気回復の遅れ、さらには自治体財政の困難の増大によって公共事業の減少が続くなど、雇用情勢は深刻さを増しています。

こうした中で、国が季節労働者冬期援護制度を廃止することは、季節労働者の雇用と生活を根底から脅かすばかりでなく、建設業者をはじめ地域経済にも深刻な影響を与えることは明らかです。国は、季節労働者冬期援護制度を存続し、さらに内容を拡充すべきです。また、国としても冬期間の雇用の拡大をはじめ、雇用対策を強化する責任があります。

あわせて、「季節労働者対策は道政の重要課題」としている高橋はるみ知事が国にむけて制度存続・拡充の要請に全力をあげるとともに、北海道として抜本的な季節労働者対策の強化が求められています。

【陳情事項】

1 別紙を参考にしていただき、政府にあてて、①国の季節労働者冬期援護制度を存続し拡充すること、②国の発注する公共事業において、冬期の季節労働者の雇用拡大をはかるとともに、夏場についても、地元業者が受注できる仕事を増やして雇用対策を強化することを求める要望意見書を提出していただくこと。

2 北海道知事に対し、①国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充のために全力をあげること、②北海道として抜本的な季節労働者対策を強化し、③市町村のおこなう季節労働

者対策の事業に財政的な支援をおこなうよう要請していただくこと。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより陳情第1号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充に関する陳情を採決します。

お諮りします。本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充に関する陳情は採択することに決しました。

◎請願第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、請願第1号 北海道財政の再建についての請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長報告も委員会付託を省略することになっております。

お諮りします。請願第1号 北海道財政の再建についての請願は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号 北海道財政の再建についての請願は、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本請願の紹介議員である星川さんの説明を求めます。

○1番（星川三喜男君） それでは、読み上げたいと思います。

請願第1号 北海道財政の再建についての請願について、趣旨を読み上げて説明にかえさせていただきます。

請願団体は、連合北海道宗谷地域協議会会長、磯部拓也さん及び日本労働組合総連合会北海道連合会稚内地区連合会中頓別支部連合会会長、古閑信二さんであります。

請願第1号 北海道財政の再建についての請願を読み上げます。

請願趣旨。

北海道においては現在、赤字再建団体転落というこれまでに経験したことのない未曾有の財政危機に直面しており、2年間で1,800億円の収支不足を解消する「財政立て直しプラン見直し方針」や「新たな行政改革大綱方針」などが策定されました。

道が示している「財政立て直しプラン見直し方針」では、「公共事業費15%、一般施策事業費25%」など一律的に歳出削減するとともに、「行革大綱方針」に基づき具体策を検討し、年内を目途に成案を取りまとめるとしています。

財政の一律削減は、社会的弱者や市町村への直接的な影響も危惧されることから、道における財政再建計画については、道民および市町村にとって「温かい改革」となるよう、以下の点について配慮されなければなりません。

つきましては、貴議会におかれまして、地方自治法第99条に基づく意見書の提出についてご賢察の上採択され、関係機関へ働きかけられますようお願いいたします。

記

1. 道が財政危機に至った要因について明確に示し、その打開のためには国からの地方交付税等の安定的な確保と公正な税源移譲を求めて、真の「三位一体」改革の取り組みを強化すること。
2. 道財政の抜本的な歳入・歳出の見直しにあたっては、これまでの教訓をふまえ、特に歳出においては事業の優先度をはかるなど不要不急な事業の見直しを徹底的に行うこと。
3. 道民への公共サービスの提供については、「厳しい財政の中で何を優先し、何を我慢するのか」を明確にし、道民も納得する「温かい改革」を推進すること。
4. 道民生活の暮らしに直結する医療・福祉や社会的弱者への施策、失業者への雇用対策の施策については維持・継続し、北海道の優れた自然や景観、食糧を提供している農林水産業の振興策を重視する改革とすること。
5. 財政だけの見直しではなく、北海道自治のあり方を含めた改革となるよう検討すること。

以上でございます。願意をお酌み取りの上、採択をよろしくお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第1号 北海道財政の再建についての請願を採決します。

本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号 北海道財政の再建についての請願は採択することに決しました。

◎請願第2号

○議長（石神忠信君） つきまして、日程第9、請願第2号 季節労働者の雇用と生活の安定を求める請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長報告も委員会付託を省略することになっております。

お諮りします。請願第2号 季節労働者の雇用と生活の安定を求める請願について、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号 季節労働者の雇用と生活の安定を求める請願は、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本請願の紹介議員である柳澤さんの説明を求めます。

○4番(柳澤雅宏君) 請願第2号 季節労働者の雇用と生活の安定を求める請願について、趣旨を読み上げて説明にかえさせていただきます。

請願団体は、日本労働組合総連合会北海道連合会稚内地区連合会中頓別支部連合会会長、古閑信二さん及び中頓別町季節労働組合代表幹事、同じく古閑信二さんであります。

それでは、請願第2号 季節労働者の雇用と生活の安定を求める請願。

請願趣旨。

北海道では、積雪寒冷という気象条件によって冬期に失業を余儀なくされる季節労働者が、建設業を中心に14万3千人を超えている。

国の「冬期雇用援護制度」は、これら季節労働者の冬期間の雇用と生活を守る重要な役割を果たしているにもかかわらず、冬期失業の解消、通年雇用化の政策効果が十分発揮されていないことを理由に、平成18年度の暫定措置期間の終了をもって廃止しようとしている。

しかし、現状は、ピーク時には30万人であった季節労働者数は、平成16年度現在、14万3千人まで減少しており、建設産業における通年雇用化も5割以上まで進んでいる。

このように季節労働者の通年雇用状況は着実に改善されてきているが、更に進めていくためには制度の存続・改善と、政府などが発注する建設工事の冬期施工量の増加による工事の平準化が重要である。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記の事項の実現に向けて地方自治法第99条に基づく意見書の提出を御賢察のうえ採択され国へ働きかけられますよう請願いたします。

1. 政府が所管する北海道地域における公共事業の施工量の平準化(冬期施工量の増加)を図り、季節労働者の冬期雇用の拡大及び通年雇用化を促進させること。
2. 季節労働者の冬期雇用の拡大、通年雇用化の促進、冬期失業者の教育訓練の展開を図るため、「冬期雇用援護制度」を存続するとともに、中・長期的な改善を行うこと。

以上でございます。願意をお酌み取りの上で採択を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第2号 季節労働者の雇用と生活の安定を求める請願を採決します。

本件を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号 季節労働者の雇用と生活の安定を求める請願は採択することに決しました。

◎発議第1号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第10、発議第1号 中頓別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

柳澤さん。

○4番(柳澤雅宏君) 発議第1号 中頓別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本町議会における議員定数は、平成15年度の一般選挙から10人となり、管内町村議会の中でも最も小さな議会となっております。しかし、地方交付税の大幅な減少などにより、町財政は逼迫しており、過疎、少子高齢化による人口減少も著しく、大胆な行財政改革の取り組みが求められております。本町議会では、これまで全議員による協議、議会運営委員会、行財政改革調査研究特別委員会を通じ、議会が果たすべき役割とそのために必要な議員数について議論を重ねてきたところであります。議論の過程では、議会のチェック体制の弱体化や住民の声が届きにくくなるとの懸念も示されましたが、議員報酬の削減、議員1人当たり人口の減少、少数精鋭の議会への脱皮などを主な理由に次期改選時から現行議員定数10人を8人にすることが妥当と判断されました。

よって、本条例案を発議するものでありますが、来年にも地方自治法が改正され、議会の権限がさらに拡大すること、住民の意思をくまなく町政に反映させる議会を維持するためには8人が最低限必要な議員数であり、本町が存続する間はこれ以上減らすべきではないとの考えが大勢を占めていたことをあわせてご報告し、提案理由の説明といたします。

それでは、議案を読み上げて提案いたします。

発議第1号。

平成17年12月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、柳澤雅宏。賛成者、同じく宮崎安史。

中頓別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

中頓別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

中頓別町議会の議員の定数を定める条例（平成12年中頓別町条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「10人」を「8人」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、初めてその期日が告示される一般選挙から適用する。

以上でございます。

なお、本条例文の本文の裏面に条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただけますようよろしくお願いいたします。

では、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号 中頓別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 中頓別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第11、発議第2号 中頓別町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

村山さん。

○8番（村山義明君） 発議第2号 中頓別町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本町議会では、議員定数の削減問題とあわせてこれまで全議員による協議、議会運営委員会、行財政改革調査研究特別委員会を通じ、現行二つの常任委員会を一つにすることが可能かどうか議論を重ねてきました。議論の過程では、少ない議員定数のもとではいっそ委員会を置かず、本会議で審議すれば足りるとの意見やすべてが委員会で決定される事態

を招き、本会議では審議の経過があらわれなくなるとの懸念も表明されましたが、現行制度のもとでは本会議では会期中しか活動できないこと、議員の発言、質問、質疑、討論等について制約があること、修正の動議などに所定の賛成者が要ることなど、委員会の審査に比べかなり自由度が低いことなどを勘案すると、本会議のみで審議するよりはむしろ常任委員会で審議する方がその長所を活用できるとの意見が大勢を占めました。また、議員定数が1けたとなった場合、少人数の委員会を複数設置するよりも単独委員会にして全員で案件の審査に当たった方が縦割り所管区分の弊害を解消できるとの考えで一致したため、委員会の原則公開などを条件に平成18年4月1日から単独常任委員会に移行することを発議するものであります。

また、単独常任委員会になることを考慮して、議会運営委員の任期及び議員定数の削減にあわせて資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数を改正するものであります。

この条例改正により現行の常任委員会委員長及び委員の任期は、来年3月末をもって終了することになりますが、委員長ポスト、報酬等の削減を通じ、行財政改革に寄与することから、議員の総意として満場一致で議決されることをお願い申し上げ、議案提出の理由といたします。

それでは、議案を読み上げて提案いたします。

発議第2号。

平成17年12月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、村山義明。賛成者、中頓別町議会議員、石井雄一。

中頓別町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

中頓別町議会委員会条例の一部を改正する条例。

中頓別町議会委員会条例（昭和39年中頓別町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

いきいきふるさと常任委員会 定数8人

町政全般に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等に関する事務

第3条中第1項を次のように改める。

第3条 常任委員の任期は、議員の任期とする。

第4条ただし書きを削る。

第4条の2第2項及び第3項を次のように改める。

2 議会の運営委員会の委員の定数は、4人とする。

3 前項の委員の任期は、議員の任期とする。

第4条の2第4項を削る。

第6条第2項中「7人」を「5人」に改める。

第7条第2項、同条第3項及び第4項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(定数の特例)

2 平成18年4月1日から次の一般選挙までの間に限り、この条例による改正後の中頓別町議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条に規定する定数は、10人とし、第4条の2第2項に規定する定数は、5人とし、第6条第2項に規定する定数は、7人とする。

(旧条例による継続事件等の経過措置)

3 この条例の施行日前に総務文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会に付託された継続事件、閉会中の継続調査事項は、新条例第2条に規定するいきいきふるさと常任委員会及び第4条の2に規定する議会運営委員会に引き継ぐものとする。

以上でございます。

なお、条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第2号 中頓別町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 中頓別町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、発議第3号 町議会議員期末手当支給に関する条例を廃止する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

宮崎さん。

○9番（宮崎安史君） 発議第3号 町議会議員期末手当支給に関する条例を廃止する条

例の制定についてご説明を申し上げます。

本条例は、町の行財政改革に資するため、町議会議員の期末手当（1.1カ月分）を平成18年度から全廃するものであります。

期末手当の全廃による削減額は、210万円（議員報酬月額191万3,000円掛ける1.1カ月で210万4,300円）となることをご報告申し上げ、提案理由の説明といたします。

それでは、議案を読み上げて提案いたします。

発議第3号。

平成17年12月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、宮崎安史。賛成者、中頓別町議会議員、岩田利雄。

町議会議員期末手当支給に関する条例を廃止する条例の制定について。

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

町議会議員期末手当支給に関する条例を廃止する条例。

町議会議員期末手当支給に関する条例（昭和37年中頓別町条例第20号）は、廃止する。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号 町議会議員期末手当支給に関する条例を廃止する条例の制定を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 町議会議員期末手当支給に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第13、発議第4号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石井さん。

○7番（石井雄一君） 発議第4号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則につい

てご説明申し上げます。

国の地方制度調査会の答申により、来年度地方自治法が改正され、議会運営に係る手続、制度内容が変わることが予想されますが、本町議会の委員会条例の改正に伴い、常任委員会が一つになること及び議会運営委員会の調査事項の規定に不備があるため、先駆けて所要の改正を行うものであります。

それでは、議案を読み上げて提案いたします。

発議第4号。

平成17年12月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、石井雄一。賛成者、同じく村山義明。

中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則。

中頓別町議会会議規則（昭和40年中頓別町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項を次のように改める。

第39条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いないで会議に諮って常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第73条に次の1項を加える。

2 議会運営委員会が法第109条の2第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第92条第1項を次のように改める。

第92条 議長は、第39条（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））第1項の規定にかかわらず、請願書の写しの配布とともに、請願を常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

附則、この規則は、平成18年4月1日から施行する。

以上でございます。

なお、規則本文の裏面に規則の新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第4号 中頓別町

議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 中頓別町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

一般質問に入る前に、ここで暫時11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○議長(石神忠信君) 休憩前に戻り会議を続けます。

◎一般質問

○議長(石神忠信君) 日程第14、一般質問を行います。

本定例会に一般質問を通告したのは、5人の議員です。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号4番、柳澤さん。

○4番(柳澤雅宏君) それでは、まず1点目、行財政改革についてお伺いしたいと思います。

まず、行財政改革についての1点目ですが、中長期行財政運営計画策定委員会の中間報告の中では、将来とも合併しないでやっていけるという見通しは立ちにくい現実もありというふうに報告されております。町長は、今年の合併協議会破綻後当分の間単独でいくかないというふうに発言をされてきておりますが、自立なのか、あるいは合併なのか、町の方針を明確にしていかなければ、行財政改革の方向性が定まりにくいのではないかとこのように私は思いますので、その点についてお伺いいたします。

2点目は、当議会では議員の期末手当を全廃することとしましたが、特別職においては手当を削減する考えはないのかお伺いいたします。

3点目は、行財政改革調査研究特別委員会、1月25日の特別委員会ですが、この中で民営化について道路維持、給食センター、保育所などの官民格差を調査研究するというふうに町長は答えておりましたが、この官民格差の調査がどの程度検討されているのかお伺いいたします。

○議長(石神忠信君) 町長。

○町長(野呂智雄君) 柳澤議員さんの行財政改革についてお答えをいたしたいと思いません。

まず、1点目でありますけれども、中長期行財政運営計画策定委員会に対する中長期行

財政運営計画の諮問理由につきましては、今後本町が合併するしないにかかわらず、中頓別町が豊かで誇りを持っていつまでも住み続けたいと思える地域をつくるための計画をお願いをしていることから、単独か合併かの方向性についてこだわる必要はないと私は考えております。

2点目でありますけれども、特別職の手当は一般職員と比較をいたしましても支給割合で0.3カ月分少なく、また役職加算、寒冷地手当も全廃しており、なおかつ管内的に見ても最低であることから、現在のところ削減は考えておりません。

3点目の道路維持、給食センター、保育所等の調査研究については、担当よりご報告を申し上げます。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 答弁する前に私の手違いから数値のとらえ方が若干違っておりましたので、差しかえさせていただきましたことをおわび申し上げたいと思います。

それでは、道路維持について申し上げます。現行の維持業務内容と過去3年間の実績平均によりまして、北海道除雪等の積算基準に基づき設計をいたし、ことし6月に中頓別町建設協会に検討していただくようお願いをしているところでございます。建設協会との協議では、単独会社または企業体を含みますけれども、または建設協会の組合組織、結成を含めてですが、受注が可能か、さらに検討していただくようお願いしているところであります。現行の道路維持業務につきましては、夏期の維持作業につきましては路肩等の草刈りを年2回、砂利道の、林道を含みますけれども、路面整正を1回実施しているところでございます。冬期除雪業務につきましては、現況使用車両等による町道路線123路線、約61.4キロメートル、集乳農道35農家、点在一般住宅17戸、公共施設駐車場等の除排雪作業、職員3人、臨時7人の10人体制で実施しているところであります。

経費につきましては、人件費で職員給与費、賃金で3,370万円、車両に係る整備費648万円、車両保険料100万円、重機等の機械借上料155万円、燃料、消耗品費で970万円、その他の経費で1,270万円で、平成16年度年間道路維持費合計につきましては6,513万円となっております。道路維持業務を年間委託した場合、指揮管理業務に当たる職員給与費860万円、車両に係る整備費、保険料等で748万円、融雪期の重機借り上げや委託費に含まないその他の経費474万円に建設協会から提示された除雪等の業務稼働時間に基づく積算額6,155万円を合わせますと8,232万円となり、直営との差額は1,719万円と極めて大きくなることから、今後職員の退職等とあわせてさらに検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 米屋教育次長。

○教育次長（米屋彰一君） 給食センターにおいては、数年前より給食業務に支障の出ない範囲で経費節減に努めているところです。1町村より2町村で運営することにより運営経費の削減が図られることから、現在浜頓別町と学校給食センターの広域化について事務

担当者間で検討しているところです。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 保育所でございりますが、管内の保育所運営状況を含め、道内での人口5,000人未満を対象にした民営化の状況、また社会福祉協議会により運営されている保育所の状況、さらに給食業務の特区申請または委託等について現在調査をしているところでございます。

以上です。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） それでは、まず1点目について再度お伺いしたいと思います。

単独か合併かの方向にこだわる必要はないという点については、別に中長期計画を立てることについては合併があるからやらなくてもいいとか、自立だからつくらなければならないというものではない。だから、それにかかわらずつくらなければならない。その考え方は私も理解できるのですが、果たして委員会の方が、では合併が最終的にあると考えてつくるのとあくまでも独自でいくのだと念頭に置いてつくるのとでは、やっぱり中身がちょっと変わってくるのではないかなというふうに考えてこういう質問をしたつもりです。過去に町長もいつか自立でいくという発言をしたことがあって、そのことについては町民も、あるいは議会も、ではそれでいこうというふうにやっぱり町長と一緒に足並み、考え方をそろえていたと。また、その後合併しかないというときも町民も議会も合併というものを検討していかなければならないのだなということ町長と考えを同一にしてきたという経緯があると思うので、それで今回についてはあいまいな形にしか映らないわけで、やはり町のトップとして町の方向性をまず示すときには合併、あるいはあくまで自立でいくのなら自立でいくという前提を町長として示すべきだろうと。運営計画の諮問書にも三つのことについて諮問されていますけれども、この三つの諮問項目が自立のための三つの諮問なのかということところがちょっと見えないというふうに考えるところで、そこは自立のための行財政改革あるいは協働、パートナーシップの推進、それから自立のための中長期財政計画というふうな形にするのが私は一番いいと思うので、先ほども言ったようにこれが合併するから要らないとか合併しないから要るとかという問題でないということは私も理解しますが、それでもやっぱり町長として町の方向性としてしっかりしたものを示すべきだろうというふうに考えますので、その点についてもう一度考えをお伺いしたいと思います。

それから、2点目の特別職の期末手当、削減する考えがないということなのですけども、管内的にも最低であるということは私は一つ理由にはならないだろうと。ほかの町はほかの町、中頓は中頓、それぞれ財政力が違うわけで、やっぱり中頓は中頓としてどうするかという考え方で考えていただきたい。それで、町長もごらんになったと思うんですけども、木曜日の新聞に音威子府の職員の給料15%カットした。よって、管理職が特別職より給料が上回るという現象が起きてきたと。これはこれとして、私は音威子府の村と

しての考え方として、特別職の人たちの考え方としてこういう方法をとったのだろうと。だから、特に特別職が一般職より給料が安くはないなんていうものは私は何物もないというふうに考えます。それから、やはりこの新聞でも教育長が言っているのですけれども、特別職を目指す役場の職員の士気低下をもたらすと心配している。私は、この人も何か勘違いしているのではないかなと思うのです。特別職というのは、職員の最終ポストではないわけでしょう。だから、あくまでもみんな職員というのが特別職という最終ポストを目指しているというふうに完全に言っているのです。だから、一般職の給料というのは、いわゆる生活給という面がかなり大きいのだろうと。大きいというより生活給。特別職が生活がないわけではないから、それはある程度生活するための給料というのは必要だろうけれども、やっぱり特別職というのと一般職というのと給料の考え方というのは私は別だろうなというふうに思います。そういう考え方を持つとすれば、今まで減らしているし、管内的にも最低であるかなということではなくて、地域、中頓の財政にあわせてどうなのかということを考えれば、私は議会がやったからということではないですけども、特別職としても削減ということ、それはまるっきり今までのそういう考え方とは別にやっぱり考えるべきだろうというふうに思いますので、もう一度その点についてお伺いします。

それから、3番目のまず道路維持に関してですけども、総務省の報告では民の方が安いと言われているのですけれども、中頓の積算で置いたら民にやらせた方が1,719万高くなるというふうに書いているわけですけども、では何でこんなに民にやらせたら高くなるのかというのがやっぱりちょっと私には、何でこんなに高くなるのだろうと。では、役場でやったらなぜそんなに安くなるのだというところがあるので、積算見積もりについて事前にお話しして聞いたのですけれども、入札に絡むことでなかなか見せられないという答弁でしたけれども、そういう積算、町の積算見積もり、それからいわゆる建設協会が出した積算見積もりというのはやっぱり比較検討してみないと、本当に民にやらせたら高くなるのかというのは我々としてはわからないわけで、特に賃金で3,370万、委託した場合に指揮管理業務に当たる職員の給料が860万、これはいわゆる町側の人件費の3,370万には含まれていないわけでしょう。これは、おおよそ町の職員が、課長級がやるのだろうと思うのですけれども、その課長級がこれに張りつけになるわけではないですよ。だから、この分の給料がここにぼんと出てくるというのはいかがなものかなというふうに思うので、ここで上積みすべき賃金ではないというふうに私は思います。それから、車両に係る整備費、保険料、これらは民間委託しなくてもやっぱりかかるわけでしょう、通常役場で持っているものに対しても。だから、これがそのままぼんと上積みされているというのはちょっと見積もりの根拠としては私はそぐわないのではないかと思います。それで、できるだけ出たくないというふうに課長が前もって答えられていたのですけれども、我々としてもやっぱりそこら辺の比較検討をしてみないと本当に建設業にやらせたら高くなるのかどうかという根拠がわからないですよ。できればやっぱり比較検討できる

ような積算見積もりをぜひお示ししていただきたいというふうに思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。まず、その点について。

それから、給食センターの方については、浜頓と広域化について今検討しているということなので、施設的にもかなり老朽化しているので、それはいいことだなというふうに思います。まず、検討が今現在どの程度進められているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

保育所のことに関しては、後ほど質問を予定しておりますので、そのときにまとめてしたいと思いますので、以上の点についてお伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 合併の関係についてお答えをいたします。

昨年の11月まで約1年間の間4町村または2町、2町1村等の合併組み合わせが転々とした中で、昨年の11月、2町1村での合併協議が解散になりました。その間職員も町民も、また合併協議の委員につきましても大変ご苦労されたことと思います。そういう中で、私は合併が解散になった後に当分の間自立というか、単独でいこうと、こういうようなお話を申し上げました。これ合併するしないにつきましても、一つは相手がいることであります。まず、これが第一であります。それから、当時私ども職員も町民も合併委員の皆さん方も合併疲労ということでもかなりご苦労されてきたと、こういうこともあります。それから、16年度から17年度にかけて国が地方交付税の削減について19年度以降考えているよと、こういうような話もありました。そういうもろもろの条件の中で当分の間単独でいこうと、こういうような考え方を議会にも町民にも示したところでもあります。

それから約1年経過をいたしました。国も合併新法で新しい法律が5年間の施行が進みましたし、その新合併特例法に基づいて国会でも今最終の詰めをしながら、北海道の中の合併をしなかった町村についての組み合わせ等々を協議をしている最中でもあります。また、北海道町村会も町村会に所属する町村に対してグランドデザインということで、その町村に対してこの5年間の合併協議の間にどういう方向性を持って進むのかと、こういうようなそれぞれの町村の意向調査も行いました。そういう中で宗谷管内での町村のあり方、グランドデザインが12月の初めに示されました。そういう中で中頓別、私は当分の間広域連携をしながら、その状況に基づいて判断をしていく形になろうかなと、こういうような考え方を示しました。また、近隣町村は、特に2町1村での合併協議をした近隣町村では当分の間単独でいくという町村が二つあります。それから、中頓別町と隣接する枝幸町につきましては方向性は未定と、こういうようなことで、特に枝幸、歌登町は来年の3月20日で合併をするという方向を決めていますから、それ以降の関係については未定と。これも理解できます。そういう中で今中頓別町が合併をするのだといっても、はっきり申し上げて宗谷管内では相手がおられません。こういう状況であります。そういう中でありますけれども、私は当分の間広域連合を進めていきながら、そういう中で将来のあり方はやはり町単独での自主財源が1億7,000万程度しかないわけにありますから、こういう

中で将来とも自立でいくということは大変難しい状況にあるのではないかと、こういう考えを持っているということでご理解をいただければと思います。

それから、2点目の特別職の手当でありますけれども、私は特別職が一般職よりも必ず上回るべきものであると、そういうようなことは考えておりません。特別職の職務と責任の値によって支給が定まるものでないかなと、このように思います。ただ、私は今手当、一般職員よりも低く、また管内的にも最低であると、こういうお話を申し上げましたけれども、ことしの3月の定例会で星川議員から質問がありまして、その時点で一般職の基本給が削減になった場合に特別職についても同じような方向でいくのかというときにお答えをいたしましたけれども、私は今こういう時代でありますから、一般職の基本給が削減されれば特別職も同じような気持ちで削減をすると、こういうお話を申し上げました。ただ、ことしの17年度の人事院勧告では、私ども特別職の基本給を0.36%削減して手当を0.05カ月分プラスするとプラスになってしまいます。そういう関係で特別職の基本給または手当の改定を見送りました。しかしながら、来年の4月以降、一般職の基本給が4.8%削減の方向性になっております。その方向性をまだ私ははっきり熟知しておりませんが、それを踏まえながら、また管内の特別職のいわば月額支給額等を勘案しながら、削減の方向性を考えているということでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 除排雪にかかわる積算の基礎といたしましては、基本的な考え方といたしましては排雪に伴います運搬ダンプにつきましては借り上げになっておりまして、そもそもの除雪に係る重機につきましては貸し付けを基本に積算の基礎をつくって、稼働時間をもとにそれぞれ建設協会に示したものでございます。また、指揮監督に当たる課長級かということもございますけれども、これにつきましては課長級とは考えておりません。人件費、今職員3人おりますけれども、単純に計算して3人分の平均値をとただけでございます。その他保険料等につきましては、法定保険料、要するに除雪機械を貸し出しするにつきましては正規な車検を通過していなければ貸し出しできないので、運行に支障のない法定保険料等も含めて積算しているところでございます。なお、北海道の積算基準の中には任意保険も合わせて積算しなさいということも設計の基準になっておりますので、その点も含めさせていただいております。いずれにしましても、その設計者等の町で設計した積算の基準をもとに建設協会から提示されました額ですので、私どもの設計した金額との突き合わせはしておりません。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 米屋教育次長。

○教育次長（米屋彰一君） どの程度進んでいるかということなのですが、浜頓別町と中頓別町での広域化は配送、それから配送の距離及び時間、これについては現状では特に大きな問題はないと判断しております。また、両町が保有している学校給食センターは昭和47年度に建設され、かなり古いということから、両町が個々に施設を設置することにつ

いては有効、また経済的な活用にはならないという判断をしております。また、建設する場合においては将来の生徒数等も含め、配送ルート、それから車両台数、それから規模、配送、運転人員と配送コスト等を最小限化を図るために中心校等規模の大きい学校への併設が望ましいのではないかと意見を一致したところです。また、今後においてはさらに具体的に検討していくということで話し合いがなされているところです。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 最初の1点目の合併云々というのは、私は相手があるから今合併するのかもしれないのかということ聞いたつもりはないので、やっぱり将来的に合併というものが視野にあるのか、それともあくまで独自でいける。それは、状況によったらどんなことがあるかわからないので、強制合併があるかもしれない。本当に町民がとてもではないけれども、こんなに負担が多いのではもう耐えられないから合併してくれと、そういうふうにならばやっぱりそれは合併せざるを得ない。それは、その状況によってそうなるとも思うのだけれども、当分の間というのではなくて自立でいくのだという意思表示が欲しいというふうにお伺いしたつもりなので、再度意思表示として私は町長としてすべきだというふうに聞いたつもりなので、その点についてお伺いしたい。

あと、手当の減給、削減等については今後検討されていくということなので、検討していただきたいというふうに思います。

それから、3点目の道路維持なのだけれども、職員給与の中身を聞いたり、それから車両に係る整備や保険料がどういうものであるかを聞いたわけではないので、民間委託するとこれが上乗せになる金額なのかどうなのかということをお伺いしたわけです。だから、職員給与というのは、860万というのは民間委託したらこれは丸々ぼんとそれに係る経費なのかということなの。これ役場の職員でしょう。そうすると、これ例えば建設業界が除雪をするよ、道路維持をするよと言ったら建設業界に3人が出向するわけではないでしょう。出向するというのなら860万かかるというのはわかるけれども、出向するわけではないので、これはやっぱり役場の一般経費として見るべきものだろうというふうには思いますので、その点について再度お伺いしたい。

それから、いわゆる市場化テストが今内閣府の中で検討されて、法律化されようとしていますよね。我々としても一時これの反対の請願を出したことがあるのですが、それとはかわらずやっぱり法律化になってくると思うのです。私は、やっぱり一回市場化テストをやってみたらどうなのかなと。そのことによって、本当に民の場合高くなるのかどうか。先ほども説明されたように、見積もりが道の積算基準を見積もりの基準としているので、私はその金額というのはおおそ公共事業と同じような金額になってしまうのではないかなというふうに思うのです。市場化テストすると、おおそ建設業界としてもどこまで下げれるのかということになってくると思うので、両方して道の基準で積算していったら両方して高くなるでしょう。だから、これは当然高くなってしまおうというふうには私は思うので、そういうことをはっきり明確にするためにも市場化テストというのを検

討してみたらどうかというふうに思います。

それから、あと1点は、私としてはかなり言いにくいところなのですが、いわゆる酪農家の集乳道について、やっぱり今町で除雪していますよね。私は、本来昔と違っていわゆる除雪体制が農家にないわけではないので、もう皆さん大きなトラクターを持ったり、ショベルを持ったり、スノーブロウを持ったりしているので、やはり農家の集乳道は農家みずからがやるべきだろうと。私も極力自分ではねるようには努力しているのですが、そういう点についてはもういっそう有料化しよう。有料化することによって、金払うならおれ自分でやるわという農家が出てくると思うのです。中には来てもらわないと困るという農家もないとは限らないので、やはりみずからやることを促すためには集乳道の除雪というのは農家負担をいただくということを私は検討すべきだというふうに思いますので、市場化テストと集乳道の有料化について再度お伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 柳澤議員の質問の趣旨は、単独でいくという町長の考え方をお聞きをしたいというような質問でございました。大変難しい環境であります。それは、私も12月の初めに東京の方へ行って、東京事務所に行っているいろんな話を聞いてきました。今国は、来年の交付税、出口ベースで2.7%の削減をしよう。これは、総務省の概算要求でありますけれども、これを財務省はかなり大幅に削減をしたいと、こういうような考え方を持っております。最終的には、12月の20日、21日ぐらいに来年度の国の予算が最終決定をされる予定でありますけれども、その中で出口ベースでどのぐらいの削減になるのか、こういうような一つの話がありました。大変北海道も心配しております。この数字が狂うことによって、北海道も2年間で1,800億円の不足額がまだまだ増大するのではないかと、こういうような危惧を持っておりまして、しかしながら18年度分は削減幅が小さくても19年度以降は今交付税特別会計が借入れをしている4兆3,000億円のこの額を何年間で削減をするかと、こういうような検討をしているようであります。そうすると、中頓別町がもしかその額が2年間で減額をされると、私の予想では大体1年当たり2億5,000万円ぐらいされるだろうと、こういうような考え方を持っております。それによつては、本当に町村が単独でいけるのかどうかと、これは大変難しい状況であります。もう一点は、来年3月ぐらいに北海道が道内の合併のパターンを出す予定をしておるそうであります。それがどのような組み合わせになるのか。または、道があっせん、勧告をどのぐらい強めてくるのかと、こういうような考え方。それから、もう一つは、北海道が今合併を進めようとしている中で北海道町村会が北海道に申し入れをしてまいりました。広域連合という仕組み、これを北海道が北海道町村会が申し入れしているような形で取り入れて、国の方、総務省に働きかけて法制化をできるのかどうか、こういう問題もあります。そういう中であつて、今現在私は宗谷管内のグランドデザインの中でも広域連合を当分の間中頓別町として取り組んでいきたいと、こういう意見を申し上げてまいりました。そういう中で、今もう少し国の方向性、それから道のあっせん、勧

告の考え方、または広域連合の問題、そういうもろもろの方向性がはっきり示された中で北海道として町村にあっせん、勧告をしてくる中身、そういう中で判断をしていかないとならないという気がいたしておりますので、今この場でリーダーシップないと言われるかもしれませんがけれども、最終的な考え方を示すことは難しいと、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） お答えいたします。

職員給与費につきましては、委託先に職員が出向されるわけではありません。除雪道路の出動の指揮監督、設計等の業務に当たる、要するに一般的職員と何ら変わらない作業をしなければならないという要員の一人であります。

次に、市場化テストを実施、検討すべきではないかということでございますけれども、除排雪に当たって、または道路維持すべてですけれども、建設協会に示しました設計書はあくまでも基準に基づく設計でございまして、その設計書に基づいて協会の方から上がってきた額で委託をしようという考えは毛頭ございません。なぜならば、直営でやった経費にいかほどに近づけてやるかということは今後設計に基づいて協議をしてやっていかなければならないと、こう考えております。あくまでも直営で設計した基準をもとに金額が合わない場合は協議が必要でなかろうかと、このように考えております。

また、集乳、各農家の除雪につきましては、柳澤議員さんのご指摘のとおり今後有料化ができるのかどうか、十分検討をして進めたいと思っております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 4回目になってしまうのだけれども、聞いていることとちょっと答弁が違うかなと思うので、まず市場化テストをしてみたらどうかということについてどう思うかをお伺い、そういうふう聞いたつもりなので、その点について。

それから、先ほど言ったように積算見積もりを示していただきたいということに対しては、その点ちょっともう一度いただきます。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 大変失礼いたしました。市場化テストの実施につきましては、今後十分検討しながら進めていきたいと、このように考えております。いずれにしても、すぐ実施して町民の皆さんにご迷惑がかからない程度で実施できるのか、そこも含めて検討させていただきたい、このように思っております。

○議長（石神忠信君） 積算見積もりの資料の請求について質問あるのですけれども。

○産業建設課長（尾本導弘君） 積算資料の提出でありますけれども、あくまでもそれぞれの機械による年間の稼働時間をもとに設計をしております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） その見積もりの中身を聞いているのではなくて、我々にも見せて

ほしいと。その上で本当に官がいいのか民がいいのか我々も判断したいので、積算見積りについて提出していただけないかと聞いているのですけれども。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 後ほど提出したいと思っております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） それでは、1点目については終了させていただきます。

それでは、続いて2点目についてお伺いいたします。こども館の運営についてお伺いします。こども館に関しましては、こども館建設からこの間保育所、幼児クラブとの二つの条例で保育所条例及びこどもセンターの設置及び管理に関する条例ということで運営されてきましたが、本来こども館を建設するときに当たっても当分の間2本立てでいくけれども、最終的には一本化するのだという説明があったと思いますので、その本来の目的に基づいて条例を統一すると。そのことによる幼保一元化を実施することによって運営コストについても削減されるのではないかと思いますので、その点についてお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） こども館の運営について、こども館長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ご質問の条例を統一した場合、人件費については若干の削減が予想されます。また、条例を一本化した場合、保育料についても検討しなければなりません。今後もこども館全体の運営コスト削減に向けてさらに努力をしたいと考えます。以上です。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） この点については、定期監査にも指摘されているわけで、ここの中でこども館の算出表が平成14年から出されているわけで、これはまさに事業評価をされたのだろうというふうに思います。その点については、やはり努力されて我々にもよく中身がわかるように事業評価されたことは大変すばらしいことではないかなというふうに考えております。まず、条例を統一した場合というよりは、統一した方がいいのではないかとこのように私はお伺いしたので、これを建てるときもその当時のある議員さんが当分の間というのはいくら何年なのだというふうに質問された記憶があります。いわゆる幼稚園がなくなるので、幼稚園に今いる子供たちがそこを卒業するまでは今いる幼稚園の子供にそのままのシステムを残してあげたいのだというような説明があったので、それがいつの間にかずっと引き継いできているので、一つの建物なので、やっぱりこども館を統一した条例を一本化すべきだろうというふうに考えております。その点について、条例化をした場合ではなくて一本化するつもりがあるのかどうかについて、これは町長に聞いた方がいいと思いますので、その点についてお伺いしたいと。

それから、いろいろ資料をいただいたのですけれども、いわゆる中頓別町と、それから管内のほかの町村との職員数の配置状況について資料をいただいたわけですが、こ

それを比較検討すると他町村から比べると中頓というのは適正人数により近づいているのかなというふうには評価できると思うのですが、ここで1点気になるのが中頓別の場合、パート職員というのがないのです。ほかの町村を見ると、結構パートの職員を使っているのです、パートを使うことによって人件費の削減というのができるのではないかなというふうに思いますので、その点についてお伺いしたい。要は、人事異動があればやっぱり恐らくそういうこともまた加味されてくるのかなというふうに思いますので、保育所というのは割と人事異動がないので、その点については町長はどのように判断されているのか、その点についてお伺いしたい。

それから、今保育所と幼児クラブと二つあるわけですがけれども、東川町の場合もここは特区を受けて保育所を一元化しています。それで、料金についても保育料に見合った形の幼児クラブの料金というふうに設定されているので、私は時間保育というのはあってもいいと思うのです、その家庭の状況に合わせて。だけれども、今幼児クラブというのは二つの料金でぼんぼんとなっていますよね。私は、監査指摘にもあったように同じように保育を受けながら料金が違うというのはいかがなものかという指摘もあるとおりに、私はその条例を一元化することによって幼児クラブの料金というのも見直しをすることができるのではないかと。それがイコールいわゆる運営コスト、収入としてある程度の増は見込めるのではないかなというふうに思うので、そういうことも絡めて一つ一元化ということをやすべきだというふうに私は考えていますので、その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 幼保一元化を実質的にすべきでないかと、こういうような質問の趣旨かなと、このように思います。14年にスタートをしてこどもセンター、また保育所の関係で条例が2本に分かれている。ご指摘のとおりでございます。それから数年たちまして、今の保育状況がどうなのかと、こういうようなことをそれぞれの所管から確認をしておりますけれども、保育所の中に幼児クラブが入って一緒に保育を受けていると。こういう中において特別の違和感はないように話を聞いておりますから、あとは保育料の問題だけだと思います。今東川の例がお話ございましたけれども、東川は保育所の料金を言えば幼稚園に属するような子供たちも時間帯で割り返して保育料を定めている、私こういうぐあい聞いております。そういう中では、保育料は言えば今の幼児クラブの料金から比べるとかなり高くなる。割高になる。これは間違いない。そういう中で、今現在の幼児クラブに入っている保護者の人たちが保育料が高くなったことによって入園をしていただけるのかどうなのかという問題は間違いなく出てくるだろうと、こういう気がします。しかしながら、せっかく施設を一本化にして幼保一元化の形をとっている施設でありますから、できるのであれば条例を一本化して、今ご指摘のような問題を解決をしていく。総体的な経費も不足額を減らしていくと。こういうような方向性に立つべきでないかなと私も思います。そういう意味では、条例の一本化も含めて、また料金の問題も含めて調査をしながら

ら、できるだけ早い時期に一本化に向けて取り組んでいきたいなど、このように考えております。また、パートの雇用の関係でありますけれども、今現在いる職員については私は専門職だと、こういう考え方を持っておりますから、自己都合退職等でやめられた方については、私は職員に話しておりますけれども、新規の職員は採用しない、こういうような方向を持っておりますから、そういう場合についてはパートの、または臨時の職員等で対応をしていって経費の削減を図っていくと、こういうことを進めていきたい、こういうことをご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 一元化をできるだけ早く早急にすべきだと私は思いますので、その点について十分ご検討いただきたいというふうに思います。答弁の中に、私もそういう点に二、三そのことで削減できるのではないかという提案をしたわけですが、答弁書の中にも今後ともコスト削減に向けて検討していきたいという答弁がありますけれども、具体的にどのような内容等について検討されるのか、もし具体的にお話が聞かせていただけたら、聞かせていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 例えば給食調理業務等などの、定期監査報告等にも指摘を受けておりますが、給食業務等の特区申請だとか、今調査をしているところなのですが、あるいは委託等をした場合、現行の職員の年間の給与等から考えますと相当の削減になっていくのかなど。そういうことも一応頭の中にはあります。それから、今毎週土曜日に地域センター側でいろいろ地域支援として行っている事業も集約をしまして、実はことしの8月ぐらいからですか、毎週土曜日の開館していたものを臨時的に今第2、第4を開館しないで第1、第3に集約している。その分賃金もカットされてきていると、そういうような中身でまたさらに進めていきたいなど考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） それでは、以上で質問を終了させていただきます。

○議長（石神忠信君） これにて柳澤さんの一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため午後1時まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、議会を引き続き開会したいと思います。

午前中に引き続いて一般質問を行います。

その前に柳澤議員につきましては、ちょっと急用があって2時ごろまで席を外しておりますので、ご了承願います。

一般質問受け付け番号2番、議席番号1番、星川さん。

○1番（星川三喜男君） 私の質問は3点ほどあります。その中で、まず1点目からお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、町職員の意識改革についてでございます。中長期行財政運営計画策定委員会の中間報告の中で、町民の思っていることと行政側がとらえている認識にギャップがあるという。これを埋めるために職員の意識改革を積極的に進めなければならないとあります。長野県の下條村の村長は、職員の意識改革はトップの姿勢次第。目標を定め、明確な指示をすれば職員は動くということを新聞の記事の上で語っておりました。10月28日の中長期行財政運営改革策定委員会の会議録の中でも、ある委員さんからの発言で下川町の視察後リーダーシップの重要性について発言がなされておりました。ここで今トップの意識改革の姿勢が問われていると私はと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 星川議員さんの町職員の意識改革について私からお答えをさせていただきますけれども、今現在町民の代表で組織されている中長期行財政運営計画策定委員会に望ましい役場のあり方や期待される職員のあり方について検討をしていただいておりますので、今後出される最終答申や、また今星川議員さんから言われました下條村の村長の発言等も踏まえながら、今以上に職員の意識改革に向かって強いリーダーシップを発揮していかなければならないのかなと、こういうような考えを持っているということでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

確かに中長期の策定委員会の答申が出なければ云々となりますけれども、やはりそれよりかは私は町長の思いだと思います。それがあれば中長期計画の策定委員の方にも伝わって、そういう計画もなされるのかなと思います。問題は、意識改革の中身だと私は思っております。先般私たち議員会で自立の道を選んだ新潟県、それから長野県の町村を視察、研修してきました。その中で津南町の小林町長は、役場は住民のためにあるのであって、住民は役場のためにはいるのではありませんと。役場職員は、このような組織の担い手であり、住民全体の奉仕者であり、職員の意識改革、住民の立場に立った組織改革を行います。それと、自己努力が道を選ばず、財源の減額をされても独立独歩でしたか、多分そういう生き抜いた土台づくりが必要だと。その中で町長は、私たち視察に行ったとき自信を持って話してくれました。当たり前のことですが、私はこれが今の町職員に浸透していないという気がするのです。この気持ち、決意を町長みずから実践していただき、職員をあるときは褒め、あるときは激励して改革への意思を統一してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 私は、町長になって今7年目でございますけれども、私の前任者の

町長時代もそうでありますけれども、職員がみずから職員として住民の全体の奉仕者である、この考えを持っていると認識をしております。しかしながら、そういう認識を持っている中であって、いろんな面で町民から指摘をされることも多々あるわけであります。そういう中で私は今職員に言っているのは、私どもは住民がいるから私ども職員がいるのである。私どもの給料は、役場が払ったり、町長が払っているものではない。町民が職員の給料を払っているのだと、こういう認識を持って仕事をしてほしい。こういう話をしております。今星川議員さんからいろんなお話ありましたけれども、私も町長としてうちの職員は決してほかの町村の職員と比較をして劣っているものではない。しかしながら、そういう面で今後より以上の町民に対するサービスの意識の持ち方について、より一層のリーダーシップを発揮してまいりたい、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） 今ので再々質問させてもらいたいと思います。

私からのお願いを申し入れて再々質問をさせてもらいたいと思います。これからの自治体の職員は、今後みずから考え、みずから実行していくという自己決定、自己責任が求められていると思います。これが意識改革の基本だと思います。意識を変えた具体例といたしまして、私たち先ほど言いました津南町の時間外手当なしに全職員で自立に向けたまちづくり報告書、多分年間301回ぐらいの会議を開いて1, 147項目の事業の見直し等をやっております。それと、矢祭町の助役以下職員に対して庁舎内の清掃、それからトイレ掃除などが一例が挙げられております。そこで、中頓別町はやっていないのかなと言いますけれども、中頓別町の消防です。消防署は、全職員で自分たちの庁舎内というのですか、消防署内をトイレの果てまで、もしくは年2回から3回窓ふき等も職員全員でやっているということも聞いております。そこで、私からの提案なのですけれども、このようなことをやっている町職員も片方でありながら、ここ中頓の庁舎内もしくは保健センター、それから保育園ですか、そういったところも今後できるのであれば委託することなく全職員で清掃作業をするなど努力していくべきだなと私は思います。そういうことも兼ねて経費削減という一つの意味合いもなされてくるのではなかろうかなと思いますし、そういうことを見れば町民に対してアピールもできる。職員がここまで変わったと。こんなに苦しい中、皆さん来て頑張ってやってくれるのだなということも、それが一つは意識改革ではないかなと思います。そんな点でどう思いますか。ちょっとお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 助役。

○助役（矢部守世君） 庁舎清掃管理等々の経費削減に向けての意識改革というご質問でございまして、私ども役場庁舎も、それから出先の施設につきましても年に2回ほど大がかりな清掃活動を職員みずから行っている実態もありますけれども、今質問にありましたとおりそのほかにも日常的にどういった行動がとれるのかということについては、ただいまご質問を肝に銘じまして今後内部的な検討を行いながら、実践できるような体制づくりを進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） 再々質問ではありませんけれども、そのぐらひは私はおのずからできるのではないかなと。自分の家庭でも一緒だと思います。だから、私はそれだけはまずは実施してもらいたいなという考えで申し述べておきたいと思います。よろしくご検討お願いします。

それでは、2項めの質問にかえさせてもらいたいと思います。それでは、2番目の臨時職員の任用についてでございます。本町の臨時職員の中には、地方公務員法の任用期間（延長11カ月）を超えて雇用され、実情正職員とほとんど変わらない仕事をしている方がいます。本町には、準雇員取扱要綱があり、正職員とほぼ同様な単純労務、技術等の職にある方に適用されると規定されていますが、準雇員の数や給料の水準などの任用の実態について伺いたいと思います。

②番目といたしまして、臨時職員の任用は町の例規集に載っております。そこで、臨時職員取扱要綱に基づいて実施されていますが、例えば総務課長のところに手元にあると思いますが、寿都町であります。臨時職員を臨時的任用職員、恒常的な職にある臨時職員を準職員として規則で位置づけています。この際準雇員や臨時職員の任用に関する規則を新たに整備し、正職員と変わらない仕事をこなす臨時職員を準職員とし、使用者として責任を果たす考えはありませんか。お伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 臨時職員の任用について、総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） お答えを申し上げます。

最初、1点目ですが、準雇員取扱要綱に基づく任用の実態であります。町長部局に7人、教育委員会部局に2名、計9名が在籍しておりまして、会計別では一般会計5人、病院事業会計3人、知的障害者事業福祉特別会計1人となっております。これら職員は、いわゆる私どもが職名で呼んでいるのが嘱託職員でありまして、業務内容は調理、運転、介助、公務補、事務補、事務補助などを主としておりまして、平均勤務年数は約15年、平均年齢は49.9歳、平均給料月額は26万5,000円余り、年収で言いますと平均396万円余りとなっております。

2点目であります。寿都町で規定している準職員は、身分上は本町でいう準雇員に当たると考えられます。したがって、現在長期に雇用している臨時職員を準雇員とすることにつきましては事実上困難であるということから、長期臨時職員の待遇改善につきましては今後も財政事情の許す範囲で改善に努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） それでは、この件について再質問させてもらいたいと思います。

まずは、私の質問について答弁漏れがあると思いますので、その部分を指摘しておきた

と思います。②の質問でございます。準雇員や臨時職員の任用に関する規則を新たに整備しと伺っていますが、お答えがなかったのではないかなと私は思いますが、どうでしょうか。私は、寿都町のようにだれでも見られる町のホームページに規則を載せ、まず情報公開と臨時職員の任用の透明を図るべきだと聞いているわけで、それが1点目です。

2点目は、準雇員の給料はどのように決められているのか伺います。職員の給料表のようなものを使っているのかどうか、そこら辺を伺って、それと次に監査委員の決算審査報告書、皆さん見られておられると思うのですが、その中で例えば臨時職員の方の年収は160万円前後となっています。先ほど言われたように答弁ありましたが、平均年齢などの比較の問題もありますが、準雇員、つまり嘱託職員の方々の年収の多分40%です。天北厚生園などでは、この給料で正職員とほとんど変わらない仕事をしていまして、このごろ黒字、黒字と言っていますが、財政的な事情は理解できますが、余りにもちょっとやり過ぎではないかなと私は思います。この給料ですが、財政的な事情も確かに理解はできますが、余りにも低いと思います。同年代の正職員と比べたら、多分およそ4分の1程度ぐらいでなかろうかなと思いますけれども、先ほど言いました天北厚生園の黒字の場合、ちょっと例を挙げて言いますと臨時職員の安い賃金でこの黒字決算が実現されたものだと私は思うのですが、いわば臨時職員の皆さんの犠牲の上で経費が成り立っているのではないかと思います。先ほど待遇の改善に努力したいと答弁されましたが、具体的にどのような改善を考えているのかお伺いします。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 規則を新たに整備し、正職員と変わらないということに対するお答えがなかったということですが、規則としてはありませんが、臨時職員の取り扱い要綱としてはあります。それと、寿都町では臨時職員の任用に関する規則の中では2種類の職種がありまして、要するに準職員と、それといわゆる臨時職員を含めて規則化しているわけでありまして、中頓別町でいいますと、準職員にかかわるものについては準雇員取扱要綱、それと臨時職員については臨時職員取扱要綱、要綱二つにわたって定めているということでありまして、新たに規則として整備すべきかどうかも含めて、今後不備があるかないかも含めて検討する余地はあるかなというふうには考えます。

それから、例規集に載っていないというご指摘ですけれども、準雇員取扱要綱は載っておりますが、臨時職員取扱要綱については載っておりません。これは、別に意図して載せないということではなくて、別に隠す必要もありませんので、今後例規集の中に載せていきたいというふうに思います。

それから、準雇員の給料の決め方については、基本的には職員と同じような、例えば初任給の取り方、位置づけ方、雇った際の、採用した際の決め方については職員と同じような基準に基づいて決めているわけですが、事実上違うのは期末手当、職員で言えば期末、勤勉手当に当たるものが月数は職員並みではありません。かなり低いです。職員は、通常であれば4.45、本則であれば4.45ですが、準雇員の方々は2.4にしているとい

うこと、あと通勤手当は出ますけれども、それ以外の例えば扶養手当については出しておりません。寒冷地手当の燃料部分については出してあります。一定の基準を持って出しているところであります。そういう意味では、正職員と必ずしもすべてが一致するというか、すべて同じだということではありません。そんなところでよろしいでしょうか。

それから、臨時職員の待遇がこの準雇員、いわゆる嘱託職員の年収と比べても安い、低過ぎるということではありますが、その比較がいいのかどうかという問題はあるかと思えます。ただ、仕事の内容においてもさほど正職員や、あるいは臨時職員、準雇員の方々と変わらない実態もなきにしもあらずな面がありますが、これもある面やむを得ずというか、今の財政状況、それから長い経過の時間の中でこういうふうに取り扱ってきているというのが実態でありますから、大変低い待遇の中で働いていただいていることについては心を痛めていないわけではありませんが、全体的なことを申し上げますとやはりなかなか一遍に改善できるというものではなくて財政事情の許す範囲でということになるかと思えますので、今この時点で具体的に何をどうするというにはちょっとと言及できませんので、ご勘弁いただきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） 課長の言わんとすることは大体酌み取れますけれども、なぜ規則としてみんなの目に触れるようなことができないのかと。こういう先ほど言っていましたように、要するに今はもうどこでもパソコン開けばいろんな規則等がもう目に入るような時代です。そういったところが全国各地でありますので、整備して、こういう規則等々も加味しながら町もつくってもらいたいと思いますので、その点もよろしく願いいたします。

もう一点ですが、一概に私は言えないとは思いますが、正職員と長期雇用、要するに臨時職員です。そのどちらかが一生懸命働いているのかと私は常日ごろ思っているのですけれども、片方は身分保障が、要するに定年までやめることのない人たちがいて、片やいつ首を切られるかわからない人たちがやめさせられないように一生懸命仕事をしているのが、厚生園の一例もあります。いろんな方々から話も聞いております。そういった職員方の正職員のやりたくない仕事まで準、要するに臨時職員がやらされているというか、やっているという実態も聞いております。だから、先ほど課長の答弁ありましたけれども、給料面です。準雇員の給料表あるいは正職員の給料表を適用して仕事に応じた給料を支払うよう来年度から改善してもらえないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 今星川議員さんから臨時職員の待遇の関係についてお話をいたしました。正規からいくと地方公務員法の第22条で、臨時職員については6カ月2回までと、こうなっているわけであります。また、これをクリアするためにどういう方法論があるのか。今の地方公務員法では、それをクリアさせる方法ははっきり言ってない、それが現実であります。そういうことを加味しますと、臨時職員という役職というか、職員について

は短期雇用しかない。長期に雇用することについては不可能であると。しかしながら、そういう中であって長期に雇用する場合はどういう方法論があるかといいますと、正職員の勤務時間の4分の3の勤務時間であれば、これは長期的に雇用することが可能であります。しかしながら、そういう状況にするとまた労働の対価である賃金等をどうするのかと。これを決めるのがまた大変難しいことになろうかなと思います。そういう中で、天北厚生園を一つの例に挙げてお話ございましたけれども、私もきのうクリスマスパーティーがあってご案内をいただきましたので、行って交流をしてまいりました。正職員も臨時職員も同じように一生懸命利用者のため、またはクリスマスに来られた町内外の方々のために働いておられました。そういう姿を目の当たりにすると、本当に待遇についても正職員と同じような形をとりたい、こういう気持ちはあるわけでありまして、はっきり申し上げて。しかしながら、実態的に星川議員さんが議員になる前については天北厚生園最高の赤字額については7,760万円の赤字がございました。私が平成11年に立候補するときに行財政改革を第一の柱にして立候補して町民の負託にこたえていくと、こういうような形をとらせていただいて、今現在黒字経営をさせていただいておりますけれども、星川議員さんが先ほど指摘されたように正職員から臨時職員に移行した人件費の問題、またはそこに勤務する職員の方々の、正職員も含めてでありますけれども、待遇の問題、または時間外や宿直の問題、そういう問題を一つ一つ解決をしながら今日の状況になったと、こういう認識をしております。そういう意味では、大変心苦しいのでありますけれども、一遍に待遇を大きく改善するという事は難しいと思います。しかしながら、少しずつでも臨時職員の待遇を改善しながら、働いていく人たちの意欲を減退しないように今後努めてまいりたいと、こういうことをご理解をいただければなと思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） 再々質問まで終わりましたので、ありませんけれども、そこら辺ももっと要するに臨時職員の意を酌んでもらいまして、待遇面でも正職員並みとは申しません。それなりにそこで生活していくぐらいの給料等を出すべきでないのかなと思います。そこら辺を念頭に置いて検討してもらいたいと思います。

それでは、3番目の行政サポーター制度についてお伺いしたいと思います。昨年の第4回定例会で、行政サポーター制度について助役が18年度導入に向けて準備を進めていると答弁がありました。また、中長期行財政運営計画策定委員会の中間報告では、サポーターよりも位置づけが高まった、今度ここで行政パートナー制度ということで実現を目指すと報告されておりますが、サポーターとパートナーとの違いをお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 行政サポーター制度について、小林参事から答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

私どもの理解でありますけれども、基本的にどちらの言葉も異なる者同士の協力関係を

指す言葉であると思いますけれども、その中でもパートナーという用語には双方が対等な立場であるということを前提としている違いがあるというふうに考えております。ただ、行政サポーター制度は群馬県太田市、行政パートナー制度は埼玉県志木市が制度化しております。全国的に知名度のある仕組みとなっておりますが、明確な市民参加型の市政運営を基本に据えているという点で共通していますし、目指している理念としては言葉ほどの違いはないのではないかとこのように認識しております。本町の制度につきましては、今現在中長期行財政運営計画策定委員会にご検討いただいているところであります。名称や制度の内容を含めて今後の議論や最終報告を踏まえて判断していくことになるというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） 再質問させていただきます。

先ほど来の私からの質問、中長期の策定委員会の答申後、答申後と言っていますけれども、策定委員会の考えではなく、私は町としての考えを聞いているわけですので、お答えしてもらいたいと思います。行政パートナーは、非常勤の公務員とする予定なのか、それとも委託などの契約で行うか、そこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） 今現在具体的な方針というものは確定はしておりません。その中で今現在中長期の策定委員会の中では、志木市などの例を勉強しているところもあります。昨年度町としてお示ししたときには、非常勤の嘱託職員という仕組みを中心に導入を図っていきたいというような考え方を基本にしておりましたけれども、それより一歩進めていくのかどうか、その辺は今後の検討になるかというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） 今までの話の中で、どうしても策定委員会の答申、答申ということできているのですけれども、私は答申よりもやっぱり思いが伝わっていて、その中で策定委員さん方の話し合いがなされてくるのではないかなと。それに沿って話がなされてくるのではないかなと思います。何か丸投げで策定委員さんの方に答申をゆだねると。それを見て町は動くというようなとらえ方しかできないのですけれども、何かそこら辺はちょっと町の思いが入っていないのではないかなと私は思います。先ほどの答弁にありましたけれども、今後どのような形になっていくかということなのですから、まだそこまで考えていないというような発言がありました。この中、私のこれからのこうやってもらいたいという願望も踏まえてちょっと最後の再々質問で述べさせてもらいたいと思います。

先ほど厚生園の例を挙げましたが、今後パートナー制度や準雇員の職員なんかで雇用していけば、先ほど柳澤議員さんから質問もありましたけれども、こども館の民営化などもしなくても、要するにそういう方々を使っていけばコスト削減が可能で黒字経営になるのではないかなと。私はそう思っているわけなのですけれども、これについて町長、最後に答弁願いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） この行政サポーターまたは行政パートナー制度の取り組みというか、取り入れについては、中長期の行財政運営計画の策定委員会から出されると思いますけれども、しかしながらそれを実施をする仕組みだとか内容等については私は策定委員会からは出されるものではないと。そういう意味では、今後町の方で仕組みや内容、そういうものを検討して行って、行政サポーター制度になるのか、行政パートナー制度になるのか、その辺の名前は別にしてそういう形をとっていくことになろうかなと思います。ただ、今これから職員が退職をした場合、定年または自己都合等でやめていった場合に職員を採用しないでこういう制度を導入していくと。これは、基本的な考え方でありますから、当分の間私は職員が定年退職になったとしてもここ一、二年は今いる職員等でパートナー制度自体を取り入れなくても何とかやっていけるのではないかなと、このように考えています。特に昨年度、17年度に向けて事務事業の再点検をしながら、業務量等も大きく削減をした経過がございますので、その分職員の定数は減っておりますけれども、何とかここ一、二年はサポーター制を直接導入しなくてもやっていけるという考え方を私は持っています。職員の方はどういう考えを持っているかわかりませんが、そういう面ではその仕組みを取り入れるまでの間十分内容等を精査をしながら、この制度が有効に執行できるように努めてまいりたい、こういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） 町長の考え、要するにもしこれが実現しても一、二年間は導入しないということですので、職員が数が減っていくにもかかわらず、それなりにまた職員にも負担がかかるとは思いますけれども、町長のリーダーシップのもとで頑張ってもらいたいと、最後をお願いいたします。

それでは、これで質問終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

○議長（石神忠信君） これにて星川さんの一般質問は終了いたしました。

続きまして、受け付け番号3番、議席番号9番、宮崎さん。

○9番（宮崎安史君） 1点についてお伺いをしたいと思います。

平成18年度の町財政運営方針について。平成18年度予算編成の骨子と歳入歳出の一体的な考え方を町長にお伺いしたいと思います。

また、具体的に次の点についてお伺いをいたします。一つ目、全体の数値目標について。二点目、未収金の対応策について。三点目、町有財産の処分、売却等について。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 宮崎議員さんの平成18年度の町政運営方針についてお答えをいたします。

予算編成に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げ、町民福祉の向上を図るという考え方に立った上で、歳入と歳出のバランスのとれた予算を組むことが基本であると考え

ております。しかし、現状では公債費など経常経費の負担が大きいかかわらず、地方交付税の大幅な減少によって減債基金の取り崩しでこれを埋めなければならない状況が続いているところであります。平成18年度の予算においては、できる限り基金に頼らず収支均衡に近づけるよう編成作業を進めているところでありますけれども、見通しとしては大変難しい状況となっております。国は、昨年18年度まで地方に必要な財源を確保するという考え方を示していますが、最近になって改革の総仕上げとして地方交付税を大幅削減するという動きが報道されるなど、想定外の事態も予想しなければならない状況となっております。今後こうした動向を見きわめながら、来年度予算の最終的な詰め作業を進めていくことになると考えております。

①の全体の数値目標でありますけれども、歳入の不足額を埋める減債基金及び財政調整基金からの実質的な繰り上げ金の額が平成17年度の当初予算で決定をしていただきました9,700万円を下回るように編成したいと考えているところでございます。

なお、②、③については総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 2番目についてお答え申し上げます。

町民税などの未収金については、現状対象者に対して催告状の送付、電話による督促、対象者の勤務先訪問などを通じて未収金の低減に努めているところであります。また、対象者が確定申告で還付金が生じた場合、それを未収金に充ててもらうことを要請し、未収金の回収に努めているところです。今後は、特に道町民税の滞納者や未納者の中で納税意欲が希薄な者に対しては北海道との合同徴収を要請するなど、実効性のある新たな対応をとっていきたいというふうに考えております。また、国民健康保険税については、平成14年3月に制定された中頓別町国民健康保険税滞納者に係る措置の実施要綱に基づき、納税意思が見られない方には関係部局で被保険者証の返還や短期証の交付、あるいは資格証明書を発行などの対応も視野に入れながら、未収金の回収に努力したいと考えております。さらに、公平性確保の観点から、納税義務を履行しない者に対する行政サービスの制限の可否に関し、今後検討すべき重要課題との認識を持っております。

3番目であります。町では、従来より町民などから町有地等町有財産の売却申し出がなされた場合、行政執行上支障がないと判断されるものについては所定の手続を経た上で売却を行っております。今後も同様に対応してまいります。また、現在町職員住宅を初めとする建物類について売却する方向で検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 宮崎さん。

○9番（宮崎安史君） 再質問をさせていただきます。

歳入歳出の一体的な考え方としては、ここに答弁をいただいたような内容だと思っておりますけれども、ただ18年度といたしますか、これから中長期については19年度から今策定委員会でやっておりますから、その辺はそちらの方に、そちらの結果が出てからということ

になると思いますけれども、18年度についてもやはり基金の取り崩しを前提としないで予算編成をするべきだというぐあいに思うわけです。町もそういうようにしているけれども、なかなか難しいということですが、ただ公債費ですとか経常経費がかかり過ぎているというか、負担が大きいということですが、18年度の予算編成についてやはり収入もまだはつきりしない面もありますけれども、収入に見合った予算を立てていくのが普通だというぐあいに思うのですけれども、その点についても一度町長の方から答弁をお願いをしたいと思います。

次に、全体の数値目標ですが、前年度の基金繰り入れを下回るような形でやりたい、編成したいということですが、全体的にはそれでわかるのですけれども、その根拠となる個別のといいますか、歳入については税收等の見通し、歳出では経費だとか補助金等の個別の数値目標というのはどのように考えているのか、わかればお伺いをしたいと思います。また、歳入の面ですが、課税の見落としだとか間違いだとか、また課税対象物がほかにあるのかないのかといったようなことも毎年のようにそういうのは見直しをされているのかどうか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

あと、未収金の回収についてですが、大変努力をされているというのはわかりませんが、なかなかその成果が上がってきていないというのが現状だというぐあいに思います。今現在職員だとか管理職が回収に当たっているのか、専門の人を雇ってやっておられるのか、その辺ちょっとお聞きをしたいと思います。私は、やっぱり専門の人を置いてやるのが一番いいのではないかなというぐあいに思うのですけれども、その点をお伺いをしたいと思います。また、未収金、未納金の場合、5年を経過すると不納欠損金ということで処理をされてしまうわけですが、これは法令で決まっているというようなことですが、特別な場合はそういうことではないかなと思います、倒産したとかいなくなったとかというのは、現在いる人の中でそういうような形では、ちょっと何か不公平ではないかなというぐあいに思うのです。そういうものも法的になっているといっても、それは改正してでもやっぱり請求をして解消していく、そういうようなことができるような形にしていくべきだと思うのですけれども、その点についても町のお考えをお聞きしたいと思います。

また、3点目の町有地の売却処分といいますか、そういうあれでは、ここにもご答弁をいただきましたけれども、従来より町民の方から町有地等、町有財産の売却が申し出があれば売却をしているということですが、これだけ財政が逼迫した中、民間企業であればまず最初にやるのは資産の売却です。それによって資金をつくり出すということですが、町の場合には先ほども言いましたけれども、基金があるわけですから、それを取り崩しているという現状だというぐあいに思うのです。町として行政上支障のないような財産については、あらかじめリストアップをして、それを住民に広く周知をして、提示をして欲しい人があれば売却をすると。そして、そういう中で課税対象物をふやしていくというようなことを考えていかなければいけないのではないかなというぐあいに思うので

す。国も今国の財産を処分を進めておりますよね。それは、そういう内容だと思うのです。ここで町有財産、私も町の財産というのはあってもなくてもいいのかなというぐあいと思うわけです。山があったり、建物があったり、土地があったりするのですけれども、やっぱり売れるものは売った方がいいと思うし、持っていなければいけないものは持っていた方がいいと思うのですけれども、その辺で町有財産のあり方というか、考え方について町としてどういう考え方を持っているのか、その辺を1点お伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） それでは、再質問につきまして私の方から前半再度答弁を申し上げたいと思います。

10月21日に平成18年度の予算編成打ち合わせ会議を行いました。その時点では、決して基金取り崩して予算編成するという基本的な考え方は持っておりません。17年度に増して18年度については経常経費の削減に努めていただいて、職員がみずからこの厳しい状況を判断して予算編成をしてほしいと、こういうような話をしてきたところであります。細かくちょっとお話を申し上げますと、平成18年度の予算につきましては、柳澤議員さんのときにもちょっとお話ししたかもしれませんが、国の予算概算要求で総務省につきましては出口ベースで言えば地方交付税については2.7%の減額をしております。単純に私どもの町にこの2.7%の減額分を掛けただけで16年度の地方交付税から比較をすると、5,000万ぐらい減ってしまうと。それから、行政報告でも申し上げましたけれども、ことしの国調で12年度と比較をすると人口が減りました。この減った分で単純に4,700万円程度地方交付税が減ると。これは単純でありますから、いろんな計数等がまだ18年度分示されておられませんので、どういう結果になるかちょっと見通しがつきませんけれども、しかしながら17年度と比較をすると減少が行われると、こういう見方をするのが一般的でないかなと思います。

次に、私ども道を通じて公債費の負担適正化計画を出しております。これが17年度から出しておまして、18年度分についてはこの分では約6億円前後の公債費の発行に抑制をすると、こうなっておりますので、私はこの6億円以下に抑えたいと、こういうような考えを持っております。そういうことをもろもろにかみ合わせしますと、18年度の予算規模につきましては17年度の当初予算33億を下回りたいと、こういう考え方を持っておりますけれども、しかしながら17年度の途中においても長寿園の改修等で2億円何がしを補正しております。それから、18年度については消防で高規格の救急車を導入をすると、こういうお話もしております。そういう臨時的な大きな事業をかみ合わせると、36億4,000万ぐらいの予算規模になるのかなと、こういう見込みを立てております。そういう中において、できるだけ基金を取り崩さないで何とか予算編成をしていこうという努力は今後も続けておりますけれども、最終的な数字の中でどうしても不足分が出てきた場合については基金を取り崩して収支のバランスをとっていくと、こういうようなこと

になろうかなと、こういうことで考えているところであります。

また、町税の問題についてお話がございました。町税についても私ども18年度の当初予算については現行制度によって前年度の税の概要調書をもとに積算をしてほしいと、こういう話をしております。そういう意味では、担当の方では記載漏れ、積算漏れ、また賦課漏れのないように前年度の概要調書を再点検をした中で予算を編成をすると、こういうような形になろうかなと思います。そういう中で、平成18年度いろんな税が見直されるという国の方向が今出ておりますけれども、しかしそれを加味しないで予算編成をする予定でありますから、そういうことをご理解をいただければなと思います。

その他については、2点目、3点目についてはまた担当の方から答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 徴収というか、収納をだれが主体的に行っているのかというご質問だったと思いますが、現在は職員、当然税務担当職員、あるいは公営住宅なら公営住宅を担当をしている職員がそれぞれ協力し合いながら、担当参事とともに、今年末ですので、訪問徴収、訪問督促というか、そういうことを実際にやっているところであります。最後の追い込みで、何とか一円でも多く収納に当たりたいという考え方で努力してまいります。

それから、未収の回収であります。町民税については実際不納欠損したもののについて、16年度で言いますと生活保護の受給者分だけであります。1件だけでありました。しかし、収納未済も滞納額もありますので、そういう面では前段言いましたとおり収納に全力を挙げるといっていきたくと思います。固定資産税で言いますと、不納欠損したものは会社倒産によるもの、それから本人死亡、通信不能というか、幾ら請求しても返ってくるという、そういうのがありまして、全部で7件、実際に16年度において不納欠損をしたものが固定資産税で言えば31万5,000円あったということであります。当然といえますか、滞納額もありまして、特に町外の部分もないわけではありません、滞納が。実際そのことだけで出かけていって収納でき切るかどうかという問題、費用との関係からいえばあります。ただ、費用だけの問題を言っていたのではやっぱり公平性の確保の面からいうとちょっと問題かなというふうに思いますので、そこら辺も十分兼ね合いを考えながら、経費をできるだけかけないで幾らかでも滞納の回収に努めたいと。実際に去年は、私も札幌に出た折その滞納者のところに行ってまいりました。難しい面もありまして、本人とも会ったのですけれども、なかなか払ってくれないという、そういう実態も中にはあります。さらに、そういったついでと言ったら語弊がありますが、出張の折に何とか時間を割いてでも滞納者宅に訪問しながらその解消に当たりたいということであります。

それから、町有地の売却に関してですが、今ご質問にあったとおり個々といえますか、その都度の状況であります。したがって、宮崎議員おっしゃるとおりこの際リストアップしてそれを住民に周知しながら売却したらどうかということについてご提言がありましたので、それらについては内部で十分参考にさせていただいて検討していきたいというふう

に思います。町有財産のあり方、大きな質問であります、これだけ民間の会社とは基本的にはやっぱり同じくはならないというふうに思います。あくまでもこれは町民の財産でありますし、財産の中には絶対必要な行政上欠かすことのできない行政財産などもありますので、それらは当然売却するわけにはまいりません。したがって、不必要というか、町が持っていないでもいいような財産については、先ほドリストアップして売れるものは売っていくという。それは、買う人がいればの話ですけれども、そういう方向でちょっと内部的には検討してみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 宮崎さん。

○9番（宮崎安史君） これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） それでは、ここで議場の時計で2時10分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き一般質問を行います。

受け付け番号4番、議席番号5番、本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 2点について質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、市町村合併問題について。今中頓別町では、中長期行財政運営計画策定委員会でこれからの町のあり方についてさまざまな検討が行われており、多くの町民は本町が合併せず、当分の間自立すると考えていると思われれます。しかしながら、ことし4月合併新法が施行され、国はさらに強力に合併を進めるため、都道府県知事に強大な権限を付与しました。道知事は、早速この権限を行使して合併推進審議会を立ち上げ、18年度の早い時期までに構想を策定するとのこと。このような報道を見聞きするにつけ、住民は今度こそ合併せずに済まないのではないかとか、一応自立と決まったはずとか、町の先行きに不安を持っています。

そこで、次の点について伺います。（1）、道は基礎自治体の人口規模を住民サービスの視点から3万人程度、行財政効率化の視点では5万人程度としていますが、国が示した基礎自治体の最低規模1万人をはるかに上回っています。この地域の実情から見てどう思われますか。

二つ目、道は構想の策定に当たって市町村の意見を聞くと言っていますが、時期的に見て市町村への意見の問い合わせ、照会が既に行われたのではないのでしょうか。どのような調査方法でどのように回答されましたか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 本多議員さんの市町村合併問題について私からお答えをいたします。

1点目でありますけれども、中頓別町が位置する南宗谷地域は大きな都市もなく、北海道が10月21日に示した自治体の最小規模人口3万人程度の基準をクリアすることは難しい地域であると私は考えております。

2点目でありますけれども、道の合併構想策定に関する町への意見照会などは、これまでアンケート調査を含め4回ありました。平成17年6月に行われた旧合併特例法下での合併協議に関するアンケート調査に対しては、1点目は国の自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針の構成対象市町村の枠組みにある一律に人口1万人未満を目安とする小規模市町村にとられることのないように構想を策定してほしいという町からの考え方。二つ目は、北海道独自の地理的条件、面積の広さ、気象条件等を考慮してほしいと。3点目は、旧法で合併協議会を設立したが、解散に至った経過等を十分考慮してほしい。この3点について町の考え方を示しております。意見照会は、そのほか8月、10月、11月にありましたけれども、さきの3点について要望というか、町の考え方を示しておりますので、特にその部分についての回答はしておりません。

なお、ことしの11月に上川支庁で開かれた市町村合併に関する地域懇談会、道北地区の地域懇談会が開催されましたけれども、たまたま宗谷町村会長がほかの用務があつて出席できないということで私にかわって出席してほしいと、こういう要請がありましたので、上川支庁で開かれた地域懇談会に出席をさせていただいて、私の方から小規模町村同士の合併の困難性、それに加え言えば広域行政、広域連携の必要性について意見を述べてきたところであります。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

1点目については、そのとおりだと思います。合併についてですけれども、11月13日に旭川市で道が主催する道北地域を対象とする合併の説明会がありました。会場の参加者からはさまざまな意見や質問が出たのですが、その中で担当者は、合併は都道府県が一方的にはできない。法的に強制力がないとか、これで自主合併が進むのかという質問に対しては道が決めることではない。地域住民が決めることとか、18年の早い時期に構想を策定したいが、地元の意見があれば尊重するとか、また合併一辺倒ではなく広域行政を組み合わせるのが現実的というようなことを説明していました。こういうふうな道の姿勢でありますから、8月、10月、11月に意見照会があつたけれども、特に回答をしなかつたというのはなぜでしょうか。先ほどの説明で、旧特例法下での合併協議に関するアンケート調査で意見を述べているので、このときは回答しなかつたとおっしゃっていますけれども、こうやって道が地元の意見を尊重するというような姿勢を示しているのですから、地元、つまり私たちはこうしたいという意見をもう少し強力に述べるべきだったのではな

いでしょうか。

2点目ですけれども、市町村合併が新たな局面、第2の段階を迎え、さらに強制的合併の色彩が濃くなっている今、住民にその情報を公開し、意見を聞く姿勢が大事ではないかと考えますが、いかがでしょうか。その意見を聞く方法の一つとして、例年11月ごろ行われていた町政懇談会「町長がおじゃまします」の中で中長期行財政運営計画とあわせて説明や意見交換が行われると思っていたのですが、ことしはどうしてそれがなかったのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 再質問にお答えをいたします。

8月、10月、11月に意見照会があった関係につきましては、私どもが出しているアンケートの集約に対していろんな意見がまとまったと。それに対する調査結果に対する意見照会等々があったわけでありますから、私どもはそれに対して町としての考え方を3点ほど出しておりますので、同じようなことを出す必要はないのかなと、こういうような考え方を基本に出さなかったと、こういうことであります。

また、2点目の住民に意見を聞くということでもありますけれども、「町長がおじゃまします」は毎年11月に実施をしておりましたけれども、私ども「町長がおじゃまします」と、言えば行政懇談会等については当初策定委員会からの最終答申をいただいた中で、その意見を持って各地域を回って各地域の人たちの意見をもらおうと、こういうような予定をして「町長がおじゃまします」を考えておりましたけれども、たまたまその策定委員会の策定がおくれて中間報告が出ている段階でありましたので、それに対する私どもの懇談会を基本に置くことは難しいだろうと、こういう判断であります。そういう意味で「町長がおじゃまします」の懇談会につきましては、1月の中から2月の中ぐらいいにかけて新年度予算がある程度の方向性を決めた時点で、主な事業等を町民の皆さん方にお示しをして、そして懇談会をしようと、こういう考え方に変わったと、こういうことでご理解をいただきたいなど、このように思います。

なお、私ども今合併をするしないということについては、方向性については柳澤議員さんにもお話ししましたが、まだ先がはっきりした方向性が示されない段階でありますので、もう少し住民の意見を聞くことについては時間をいただきたいなど、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再々質問をさせていただきます。

検討委員会の方向性が定まっていない。策定がおくれているので、懇談会、「町長がおじゃまします」ですか、それを開催しなかったというようなことだと思うのですが、何でも方向性が固まってしまってから、町の考えが決まってしまってから住民説明会を行うと本当に説明だけになってしまっていて、その後方向が決まってしまってから意見を聞いてそれに反映させるというようなことはかなり難しくなると思います。今策定委員会の方も、

それから合併の方もいろいろなことはあるけれども、こういう状態なのです、こういう状況ですということを情報公開する必要があるのではないかと思います。道知事は、道議会の場合でも合併構想の策定に当たっては対象となる市町村の意見を十分に把握していくことが重要であるとか、審議会の開催の都度市町村への意見照会を行うとともに市町村長などとの懇談会を開催するなどして市町村のご意見をしっかりと伺いながら検討を進めてまいりたいとか述べているわけです。先ほども柳澤議員への答弁の中でも言われましたが、中頓別町は旧合併特例法のもとで、合併に関しては二転三転して大変なエネルギーを費やしたことはまだ記憶に新しいところです。お金も使いました。小規模町村でもその特徴と資源を生かして小さくても輝くまちづくりを目指しているところは少なくありません。そして、みんな必死の行財政改革を進めています。ですから、道に対しても住民に対しても国とか道とか、その他周りの様子にとらわれ過ぎずにしっかり地域住民の方に目を向けて、私のまちはこうしたい、こうありたいという考えをはっきり示すことがやはり大事ではないかと私は思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 再々質問にお答えをいたします。

中長期の行財政運営の計画につきましては、その委員会に諮問をしているわけでありまして、諮問をしている中において行政からこうあるべきだ、またこういうぐあいにしてほしいだとかという意見を述べるものではない、私はそういうぐあいな考え方を持っております。そういう意味では、中間報告が出た中で各世帯に全戸配布をした中で、意見があるのであれば出していただいて、それをいわば策定委員会の方でどういう判断をしていくのかと、こういうことになろうかなと思います。私ども諮問をしている関係がありますから、その答申をもとに基本的には答申を最大限生かして、そして行政を運営をしていくと、こういう形になろうかなと思います。とらえ方によっては、それぞれの考え方がありますから、ニュアンスも違う、また意見も違うということ、これはもうご承知のとおりでありまして、私は諮問をした関係はやっぱりその委員会が責任を持って町民のために一番いい方法になるという答申をいただけるものと理解をしているところであります。

次に、合併の関係でありますけれども、知事だとか、いろんなことを言っておりますけれども、私は私の考え方として中頓別の方向性がどうあるべきなのかと、こういうことで北海道町村会からの意見聴取がありましたので、その中で当面は広域連合で広域行政で進みたいという考え方をしておりますけれども、これも柳澤議員さんから質問あったときにお話ししましたがけれども、今は先が本当に読めないときでありますので、いろんな情報を収集した中で今後判断をしていきたいと、こういうことでありますから、当面は広域行政を進めていくと、こういうことでご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 質問ではありませんけれども、発言してもよろしいでしょうか。

○議長（石神忠信君） はい、どうぞ。

○5番（本多夕紀江君） 中長期の策定委員会の中間報告、全戸配布してそれに返信用の封筒ですか、紙をつけて回された。それで、町民の意見が反映できるのではないかというふうなお考えだったと思いますけれども、この方法は確かに全戸配布されていますけれども、それで町民の意見を聞くということはかなり難しい方法かなと思います。書類を説明なく読むこと自体がかなり難しい問題ですし、それに対して意見を述べるために文章をもって書く。さらに、投函するという、そういうことを考えますと、反応の方は十分に町側の期待にこたえられるだけの反応があるのかなということを心配しています。

それでは、二つ目の質問に移りたいと思います。住民の多様なニーズにこたえるサービス提供と組織づくりについて。全道で139の市町村にあり、南宗谷では2町、枝幸町と浜頓別町ですけれども、にある高齢者事業団について伺います。今コミュニティービジネスが注目されていますが、高齢者事業団もその一つだと思います。南宗谷2町の高齢者事業団の年間収入は、700から800万円程度と聞いています。高齢者事業団のよいところは、長年培った経験や技能を生かして働くことで生きがいになり、社会参加ができ、収入にもなること。仕事の依頼者は、個人でも企業でも団体でも、また自治体でも特に制限がないこと。三つ目として、地域循環型経済にもつながることなどです。

そこで、次の2点について伺います。1点目、高齢者事業団を立ち上げるとしたら、町として補助金を初め何らかの物的、人的支援を行う考えはありませんか。

2点目、人と人とのつながりを深め、人も地域も暮らしやすく元気になる事業や組織の立ち上げに行政は進んで指導的役割を果たすべきではありませんか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 住民の多様なニーズにこたえるサービス提供と組織づくりについて、助役から答弁をいたします。

○議長（石神忠信君） 矢部助役。

○助役（矢部守世君） それでは、私の方からお答えを申し上げます。

高齢者事業団を立ち上げるとしたら、町としても情報の提供や相談、人的支援等を行わなければならないというふうに考えております。今まで高齢者事業団の設立に対し関係団体をお願いしたところでありますけれども、今後も進んで指導的役割を果たしていきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

答弁の中に補助金が含まれていませんが、金銭的な支援はできないということでしょうか。枝幸、浜頓別両町では、道の補助金、町の補助金を合わせて事務局の経費に充てているようです。道が補助金を出すということは、国や道でもこの事業を市町村に対して奨励しているということではないでしょうか。それから、設立に対し関係団体をお願いしてきたということですが、どんな団体にどうお願いしたのでしょうか。そして、いまだに設立に至っていないのは、何らかの障害や事情があったのでしょうか。三つ目ですけれども、

今後も進んで指導的役割を果たしていきたいというところに大いに期待をしたいと思っています。今考えている指導的役割の中身を教えてください。

○議長（石神忠信君） 矢部助役。

○助役（矢部守世君） 3点のうち最初の2点について私の方からお答え申し上げます。

金銭的な支援の関係でありますけれども、今後団体との協議を進めていく中でどういった組織ができ上がるのか、立ち上げられるのかという、その辺も含めて金銭的な支援、当然補助金の関係もございまして、その辺も検討の材料に入るのかなというふうな意味合いを含めまして、1回目の答弁で人的支援等ということで含まれておりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

それと、2点目の関係団体との今までとのお願いの経過でありますけれども、端的に申し上げますと関係団体は社会福祉協議会です。平成15年から協議を進めておりまして、私どもの方の協議のあり方、それから社会福祉協議会の協議の姿勢、それぞれのそれに積極的にかかわるということの意識の希薄さから、今日まで具体的な組織の立ち上げに至っていないということで、これを機会にまたさらに双方積極的に立ち上げに向けて検討を進めるということで話をしておりますので、その辺でご理解をいただきたいなというふうに思います。

3点目につきましては、町長の方から答弁を申し上げます。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 3点目の関係でありますけれども、今までいろいろ協議をしてきた社会福祉協議会に町長名で会長あてに正式に文書で依頼をしてみたい、このように考えております。今までも口頭でいろいろお願いしてありますけれども、しかしながら改めて文書で会長あてにお願いをしていきたいと、こういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 今の答弁を聞きまして大変安心いたしました。中頓別では、高齢者事業団は必要だと考えておられると受け取ってよいと思いますが、いかがでしょうか。

最近特に感じるのですけれども、住民個々のニーズは若い人からお年寄りまで多種多様で、もちろんその一つ一つに行政がこたえていくことはできません。でも、そのニーズを何らかの方法で満たすことによって日々の暮らしが豊かになったり、安心できるものになると思います。つまり個々のQOLがかなり高くなると期待されると思います。介護保険制度のサービスを初め、行政が提供するサービスには制約、制限があり、だれでも気軽に利用できません。高齢者事業団のようなものが立ち上がれば、農作業の一部分または商店の仕事の一部分時々手伝ってもらったりすることで、高齢になってもある程度現状維持が、自分のやりたい仕事が続けられるのではないかと思います。浜頓別とか枝幸の高齢者事業団では、福祉除雪を請け負っていたり、また書き物とか運転の代行、ごみ出しとか引っ越しの手伝いまで実にいろいろなことを頼まれているようです。中頓別の実情に照らしてで

きるだけ多くの住民がさまざまな形でまちづくりに参加することが大事だと思います。この点からも関係団体と相談もしながら、設立をぜひ目指してください。

これで私の質問を終わります。

○議長（石神忠信君） 答弁要りませんね。要りますか、一番先答弁ありそうな内容だったけれども。

○5番（本多夕紀江君） 済みません。そうしたら、正式に文書でお願いしたいということで、これは設立に向けて早急に努力、行動開始だと私は受け取ったのですけれども、いつごろの立ち上げ、設立を目指していらっしゃるでしょうか。その点もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 大変難しい質問を最後にされましたけれども、私どもが設立をするという考え方ではなく、どこも社会福祉協議会等が責任を持ってやることでありますから、私どもは社会福祉協議会にぜひ立ち上げていただきたいという文書を早急に文書で依頼をすると、こういう形になると思います。はっきり言ってシルバーバンクだとか高齢者事業団とか、それぞれの町村でいろんな名前を使いながらこういう制度をやっておりますから、高齢者の人についても生きがいを持てるのではないかなと思いますし、また若干の小遣い程度も確保できる。また、この事業団を使う人たちについては安いお金で自分たちができないことをやってもらえると、こういうような利点もあるわけでありますから、今お話ししたとおり早急に文書で社会福祉協議会に依頼をして立ち上げをお願いをしていくと、こういうことをご理解をいただければなと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 今度は4回目になりますので、答弁は要りませんが、先ほど指導的役割ということを言われました。やはり団体に文書でお願いをした、それだけでは指導的役割にならないと思うのです。それが中頓別にとって選択と集中ということが言われておりますけれども、選択する事業として重要なものであればやはりもう一步踏み込んだ、社協に任せておくというだけではなくてそれこそ指導的役割が必要だと思いますので、その点もぜひお願いしておきたいと思います。

これで終わります。

○議長（石神忠信君） これにて本多さんの一般質問は終了しました。

続きまして、受け付け番号5番、議席番号7番、石井さん。

○7番（石井雄一君） 私は、1点についてお伺いをしたいと思います。

病院改革などについてということでお伺いをしたいと思います。まず、1点目、住友院長が赴任した際、町は医師2人体制でいきたい、できれば外科の医師を招聘したいとのことでしたが、その後どのようになって経過しているのか、その点をお伺いします。

2点目、看護師長を早急に配置して病院改革、いわゆる看護師を充実させ、病院の内部

の体制を患者のためにしっかりよくしたいということがあったと思うのですけれども、いまだ師長が確保されたというふうには聞いていませんが、その後どうなっているのか、今後またどのようにされるのか、その点をお伺いします。

3点目、国の医療制度改革で医療費が随時引き上げられてくる中で、高齢者といいますか、低所得者あるいは年金生活者など、いわゆる社会的弱者と言われる人々が病院にかかりにくくなっている。または、長期入院などで医療費の支払いに大変苦しんでいる。そういう事例が見られますけれども、町として何らかの支援策は考えられないか、その3点についてお伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 石井議員さんの病院改革等についてお答えをいたします。

まず、1点目でありますけれども、住友院長が昨年8月に赴任した当初から医師2名体制にするべく、北海道地域医療振興財団を通じて医師募集を行ってまいりました。本年8月7日に同財団の紹介で大阪在住の外科医師が本町の病院を視察しに来られまして、私と院長で面会をいたしました。私どもからぜひとも来年4月に赴任をしていただきたいとの要請に対して、前向きに検討し、もう一、二度来院して実際の診療、当直を体験して判断をしたいとのことでありました。この医師が12月8日から10日にかけて再度来院をした際に、給与条件等を提示した中で来年4月からの赴任を再度要請をいたしましたけれども、12月11日に現在の収入との格差が大きいとの理由で辞退の申し出があったところであります。その後すぐ私どもも再検討をする余地があるかどうかというメールを送っておりますけれども、まだそれに対する回答はありませんけれども、今後とも同財団等を通じて募集を行うとともに、札幌医科大学地域医療支援センターへの派遣要請なども含めて医師確保に最大限の努力をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

また、2点目については助役から答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 矢部助役。

○助役（矢部守世君） 2点目についてお答え申し上げます。

看護師長の採用につきましては、前師長の退職以来最優先課題として取り組み、次のような募集活動を行ったほか、住友院長の前勤務病院並びに知人等への依頼を含めてこれまで数名に対して要請をいたしましたが、結果として現在採用には至っておりません。具体的な募集要請活動の内容でありますけれども、平成16年10月には北海道保健福祉部医療政策課看護対策グループリーダーに要請を行っております。札幌市で町長と病院事務長が行っております。本年に入りまして、平成17年7月には北海道看護協会主催であります看護職の求人・求職合同面接会に事務長が参加しております。場所は上川支庁で行われております。また、9月には病院と看護学校、大学を訪問いたしまして、計11カ所ですけれども、紋別市、旭川市、士別市、名寄市におきまして私と事務長が要請活動を行っております。11月には、北海道労働局、ハローワーク主催の介護・看護人材合同面接会が札幌市で行われておりまして、病院の主任看護師が参加しております。今後ともこ

れまでの募集活動等を継続し、一日も早い採用に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 3点目の質問でありますけれども、質問の趣旨は十分理解できますけれども、今の町の財政状況では年間の収入で年間の支出を賄い切れない最悪の状態にありますので、今後財政状況が好転した時点で検討をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） まず、1点目の医師の関係でございますけれども、今回来られた方がどういう関係の専門の医師だったのか、それから年齢とか今までの勤務状態とか現在どこに勤めているのかも含めて、もし差し支えなければお伺いしたいということと、それから最終的にこちらへ来たいという意思が結構あったように思うのですけれども、いわゆる給与の面で踏み切れなかったようなふうに今お伺いしました。それで、この辺も差し支えなければ、金額はよろしいですからどの程度の格差があったのか。5割増しだったのか倍額で違ったとか、そういったことで結構でございますので、どの程度の差があってできなかったかということも含めて、給与の面でちょっと話が折り合わなかったように聞いたものですから、この点についてお伺いしたいと思います。

それから、2点目、看護師長の件でございますけれども、私が聞いた中では何人かお話があったふうには聞いているのです。その場合でも何かやっぱり先ほどの医師と同じように、例えば来るとしても現在働いているところの給与と中頓別町立病院の採用の給与との折り合いがつかなかったように聞いているのですけれども、これは私確認はしていませんので、そういった話があったというふうに聞いているだけです。その辺そういうことがあったのかどうなのか含めて、そしてこれからも看護師長を探していくということでございますけれども、可能性についても改めてお伺いしたいというふうに思います。今後の可能性についてです。

それから、3点目、確かに私の質問の仕方も悪かったのかなとは思っているのですが、例えば町として金銭的に支援するのは簡単ではないというふうに私も今の財政の中で理解できるところでございますけれども、例えばそういう患者さんがいた場合に相談窓口といいますか、これは直接的にはやっぱり病院の方に話しかけることになるのかなと思うのですけれども、それ以外には窓口としては保健室といいますか、保健センターになるのか、あるいは町の住民課といいますか、こっちの方になるのか、その辺も町民としてはなかなかわかりにくいというふうにはちょっと言いたくありませんけれども、どこへ行って相談したらいいのか。私は、やっぱり困ったときに相談をしたいと思うのです。すぐ早急にお金をどうのこうのということは、相談の上での話だと思うのです。だから、困ったときにどこに、だれに相談にいけばいいのか。そういうためにやっぱり役場とか、そういうところはあってほしいなと、町民のサイドとしては。そういった意味も含めてお伺いしたいと思います。

います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 1点目の医師の関係については、病院院長から答弁をいたします。2点目については助役、3点目については私から再答弁をいたします。

○議長（石神忠信君） 住友国保病院院長。

○国保病院院長（住友和弘君） 1点目の質問についてお答えさせていただきます。

まず、先日来られました外科医の先生なのですが、現在大阪警察病院に麻酔科としてご勤務なさっております。出身は、大阪大学の脳外科でございます。ですから、本来のご専門は脳外科なのですが、いろいろな事情がありまして一般外科、麻酔科というふうに研修をなさっております。経歴は6年目です。それで、こちらに応募になった当時の条件としましては、麻酔科の標榜医、麻酔科の専門医です、その資格を取るために週2回名寄市立病院の方に研修に出させていただきたいというお話がありました。したがって、正規の医員としての給与をお支払いするのはちょっといかほどかというふうに考えまして、こちらの方としましては1,670万円、1年目です、を提示させていただきました。ところが、現在のご収入がさらに多い状況でして、その条件ではなかなかこちらに赴任することができないということで一たんお話はだめになってしまったのですが、再度そうしましたら正規の医員の給与とか、もしくは副院長待遇ではどうかということで今メールで条件交渉をしているところでございます。

○議長（石神忠信君） 矢部助役。

○助役（矢部守世君） 2点目の看護師長の関係につきまして私の方からお答え申し上げますけれども、昨年来何名かお話があったことは事実であります。その中の1名につきましては、現在の支給されている手当等において給料のほかの看護師長としての手当が支給されておりまして、私どもの町には給与条例の中にその手当は支給することができないというふうに、支給条例がありませんので、それについては支給できないということでお話を申し上げまして、最終的にはその辺の給与面の待遇の関係で話がまとまらなかったという事実はあります。それ以外も先ほども申し上げましたけれども、住友院長の人脈を通じてアタックしていた看護師長もおりましたけれども、最終的にはお断りをされるのは地理的な条件が大きなネックになると。当然旭川、札幌の人でありますとご家族がおられまして、単身赴任というのは非常に厳しいという状況もありますので、地理的な問題がやはり一番大きな問題なのかなと。そのほかにも給与面ですとか、いろいろありますけれども、やはりそういった問題が大きな支障となっているのかなというふうに考えます。

今後の看護師長確保の可能性でありますけれども、ただいま申し上げましたような条件を考えますと極めて難しいということは間違いなくあります。ただ、そうはいってもやっぱり病院経営をしていく中であって看護師のトップとしての人材はぜひ必要でありますので、今後ともいろんな手だてを講じながら看護師長の確保に努めてまいりたいというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように非常に厳しい状況にあるという

ことだけのご承知おきをいただきたいなというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 3点目につきまして私から答弁をいたしますけれども、住民の人たちが医療問題、またはいろんな日常生活の問題で困ったときについては、私は保健福祉グループにご相談というか、相談をする窓口になるのではないかなと思います。そういう意味では、ぜひいろんな面で困ることがあれば保健福祉のグループの方へ行って相談をしていただければということで申し上げていただければ大変いいのかなと、このように思います。

また、院長がお話しておりました医師の関係でありますけれども、研修が終わった時点では給与や待遇についても私どもはある程度の待遇を考えているよと、こういう話も申し上げてあるということを追加させていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） まず、1点目ですけれども、医師についてはまだ交渉は継続しているというふうに理解させていただきます。それで、多分給与面で折り合いをつけてほしいなと私ども思うのです。ということは、2人体制というのは形を言うだけでなくてやっぱり病院経営運営上も非常に大事な体制だなというふうに思うのです。そういった意味で、もし多少の、多少ではないとは思いますが、差であれば、ぜひ実現するようなことでやってほしいなと。というのも地域医療やっぱり大変だと思うのです、これから。ますますお医者さんが地方に来ない時代に入ってきているなというふうに思うものですから、少しでも可能性のある方はぜひともこの際努力していただきたい、そういうふうにまずお願い申し上げます。

それから、2点目ですけれども、看護師長さんを探すことが難しいのであれば看護師を入れて今いる中で師長さんを養成していく、今の病院の看護師の中から。そういうこともやっぱり考えられるのかなというふうに私は思うものですから、看護師が足りないということであれば、看護師さんを入れることもなかなか難しいという話は聞いていますけれども、ぜひ努力されて、看護師長だけにとどまらずやっぱり病院の体制をつくるために必要な措置を講じてほしいなというふうに思います。今後ともそういったことに努力をしていただきたい。

それから、3点目ですけれども、ここにもあるのですけれども、私ちょっと勉強不足といたしますか、あれでよく理解できていないのですけれども、例えば低所得者といいますか、一般以外の対象者、住民税非課税で、それが1と2という条件があるのです。一般は、入院の場合は月額4万2000円まで、住民税非課税2の場合は2万4,600円、それから住民税非課税1の場合1万5,000円。実際中頓別に住民税非課税が対象の方がいるのかと。それから、住民税非課税1は、いわゆる所得が基準以下の方だということでございますので、そういう対象の人がいるのかどうなのかをまずお伺いしたいのと、それから例えばこの場合、入院は6カ月を経過するとその後は入院費が高くなるように聞いているの

です。その場合、なお負担が当初の場合でも大変な場合は6カ月を経過すると倍になるということであれば、さらに大変になると思うのです。それで、いわゆる住民税非課税の場合もそうなるのか、それは一般とか一定以上の所得者の場合はそうなるというのは私想定していますけれども、その辺2点お伺いします。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） まず、1点目の限度額の関係でございますけれども、現在まで私どもの病院に入院されている患者さんで一定所得者以上という方はいらっしゃいません。ほとんどが一般、あるいは住民税非課税の2あるいは1に区分される方が全部であります。それから、6カ月以上の入院につきましては限度額に関係なく6カ月を超えた方、皆さん負担は同じでございます。ただ、6カ月を超えた方といいますが17項目ほどの条件がございます、これに該当する方については6カ月を超えても個人負担が生じない。保険の1割あるいは限度額の負担で済む場合もあります。例えばがん患者、末期がんで抗がん剤を投与している方ですとか、あと人工呼吸器を使用している方等々、その17項目以外の方につきましては国でいうところの長期入院の加算ということで自己負担が生じるようになっております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） これで私の質問は終わりますけれども、やはり3点目の病院にかかっている患者さん、特にお年寄りというのは一番不安だと思うのです。それで、これ病院院長さんを初め病院関係者の皆さんにもお願いしたいのですけれども、相談に乗ってやることをぜひお願いしたいなと思うのです。お話を聞いてやるということ。すぐ何をどうするということではできないにしても、病院に来ることも不安ですし、かかっていることも不安だということの二重の不安になりますので、その辺お願いをして私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（石神忠信君） 石井さん、あれは答弁要りませんか。看護師の中から師長を養成したらいいのではないかという、答弁漏れになっているのだけれども。

○7番（石井雄一君） 済みません。私も忘れていました。もし差し支えなければ答弁いただきます。

○議長（石神忠信君） 住友国保病院院長。

○国保病院院長（住友和弘君） 今の質問にお答えさせていただきます。

広く看護師を募集する中で、今なかなか正看護師が集まらないという状況にあります。その中で、中から看護師長を養成するという件につきましても考えの中に入れております。ただし、条件としましてやはり正看護師であるということが必要になってきます。それで、それなりの知識、技量、それから人格的にも性格上も人間としてしっかりとした人という条件をつけなければいけないというふうに考えております。それで、ナースのトップとして全員を指導していけるという力量が当然必要であります。そういう人材が今現在何人ほ

どいるかと言われますと、まだまだ研さんが必要な状況であるというふうに思っております。また、当院の場合、准看護師の比率が非常に多い状況でありますので、彼女たちを正看に上げていくという。もう既に始まっておりますが、通信で正看が取れるという仕組みができています。来年度から順番を決めて若い人、年齢上の方でも希望者があれば順次学校に上げるというふうに考えています。それで、すぐに中から持ち上がりで看護師長を決めるということはできないのですけれども、ここ何年かのうちによそから来られる方がいない場合には内部から養成して看護師をつくるということも考えております。そのための準備も少しずつですが、進めているところであります。

○議長（石神忠信君） よろしいですか。

○7番（石井雄一君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて一般質問は全部終了いたしました。

ここで議場の時計で3時10分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第1号

○議長（石神忠信君） 日程第15、議案第1号 南宗谷消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南宗谷消防組規約の変更に関する協議の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第1号 南宗谷消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南宗谷消防組規約の変更に関する協議につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） それでは、議案第1号をご説明申し上げます。

議案第1号 南宗谷消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南宗谷消防組規約の変更に関する協議について。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、平成18年3月20日から南宗谷消防組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、南宗谷消防組規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

消防組規約の変更に関して提案理由を申し上げます。中頓別町が規約に定める事務を共同処理するため加入、構成している南宗谷消防組合の構成団体である枝幸町及び歌登町

が平成18年3月20日に合併することにより、当該消防組合を構成する団体数などに変更が生じることになります。このため、当該消防組合を構成するすべての団体の協議により規約変更手続が必要となることから、枝幸、歌登両町合併の根拠となる市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、当該消防組合を構成する団体の数を減少させ、地方自治法第286条第1項の規定により当該消防組合の規約を変更する協議を行うことについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本議決に基づき当該消防組合を構成するすべての団体が協議書を取り交わし、南宗谷消防組合が北海道知事に届け出ることにより手続は終了することになります。

規約変更内容を新旧対照表でご説明申し上げます。4ページであります。第2条は、組合を構成する地方公共団体を規定していますが、変更後においては構成する地方公共団体を枝幸町、浜頓別町及び中頓別町とするものであります。

第5条は、組合の議会の組織及び議会の選挙の方法を規定しておりますが、変更後においては組合議員の定数を7人に、定数区分を枝幸町3人、浜頓別町2人、中頓別町2人とするものであります。

第7条は、条文中一部文言を改正するものであります。

第8条は、組合の執行機関の組織及び選任の方法を規定しておりますが、変更後においては副管理者を3人に、第2項は字句修正、第3項は副管理者として浜頓別町長、中頓別町長、枝幸町助役を充てる旨明記、第4項では組合に収入役を置かないことと収入役の事務を枝幸町助役に兼掌させる旨明記、また収入役を兼掌する副管理者に事故があるとき、または欠けた場合に管理者がその事務を兼掌することを規定しております。

第9条は、管理者及び副管理者の任期を規定していますが、枝幸町の町長、浜頓別町長、中頓別町長、枝幸町助役のそれぞれの職の任期とするものであります。

第10条、第11条、第12条は、それぞれ条文中文言の一部改正であります。

第13条は、組合の経費の支弁方法を規定しておりますが、第1項は文言の改正、第2項では議会の負担割合を議員数に応じたものとし、枝幸町43%、浜頓別町と中頓別町はそれぞれ28.5%とするほか、公平委員会費及び監査委員会費は構成町が均等に負担する内容となっております。

第14条は、条文中文言の一部改正であります。

附則、この規約は、平成18年3月20日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号 南宗谷消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南宗谷消防組合格約の変更に関する協議に

ついて採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 南宗谷消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南宗谷消防組合同規約の変更に関する協議は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第16、議案第2号 南宗谷衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南宗谷衛生施設組合同規約の変更に関する協議の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第2号 南宗谷衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南宗谷衛生施設組合同規約の変更に関する協議について、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長(石川 篤君) 議案第2号 南宗谷衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南宗谷衛生施設組合同規約の変更に関する協議について。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条の2第1項の規定により、平成18年3月20日から南宗谷衛生施設組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、南宗谷衛生施設組合同規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、議案第1号で総務課長が申された枝幸町及び歌登町の合併によるものでございます。

8ページをお開きください。南宗谷衛生施設組合同規約の一部を変更する規約。

南宗谷衛生施設組合同規約(昭和45年地方第774号)の一部を次のように変更する。

第2条中「・枝幸町及び歌登町」を「及び枝幸町」に改める。

第5条第1項中「10人」を「9人」に改める。

第5条第2項中「浜頓別町の議会において」を「浜頓別町及び枝幸町の議会において」に改め、「浜頓別町を除く関係町村の議会において」を「浜頓別町及び枝幸町を除く関係町村の議会において」に改める。

附則、この規約は、平成18年3月20日から施行する。

新旧対照表でございしますが、右側が現行で左側が改正案でございまして、第2条では枝幸町及び歌登町を枝幸町、それから第5条では定数でございしますが、10人を9人に、そ

れから2項では浜頓別町の議会において、浜頓別町を除く関係町村の議会においてを浜頓別町及び枝幸町の議会において、それから浜頓別町及び枝幸町を除く関係町村の議会においてに改めるものでございます。

第5条及び第5条の2項についてでございますが、議員の定数につきましては構成町村が4町村になるわけなのですが、枝幸町の申し出によりまして議会議員を選出した者を2名にさせていただきたいとの申し出がありまして、全体で9名となったものでございます。

簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号 南宗谷衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南宗谷衛生施設組合同規約の変更に関する協議について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 南宗谷衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び南宗谷衛生施設組合同規約の変更に関する協議は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第17、議案第3号 南宗谷4町介護認定審査会共同設置規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第3号 南宗谷4町介護認定審査会共同設置規約の変更について、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第3号 南宗谷4町介護認定審査会共同設置規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、南宗谷4町介護認定審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、議案第1号、議案第2号と同じ理由でございます。

また、今回主な規約の変更でございますけれども、規約の題名を南宗谷4町介護認定審査会から南宗谷地区介護認定審査会に変更するとともに、これまで明確化されていなかった

た委員の任期、それから会長、会議、合議体、予算などの項目を第5条から第8条及び第10条に新たに追加して規約の明確化を図ったものでございます。

新旧対照表によりご説明をいたしたいと思えます。13ページをお開きください。右側が変更案で左側が現行でございます。表題の南宗谷4町を南宗谷地区に改めてございます。

第1条では、枝幸町及び歌登町を及び枝幸町に、第2条では南宗谷4町を南宗谷地区に、第3条ではご訂正をお願いいたしたいのですが、議案の発送後に浜頓別町さんの方からちよつと訂正をお願いしたいということでございまして、変更案の方の下線をつけている部分なのですが、中央南2番地と書いてございまして、これを中央南1番に変更お願いしたいと思えます。2を1にして地を削除していただきたいと思えます。大変申しわけありません。現行、字浜頓別大通り西1丁目、それから保健福祉総合センター内を中央南1番、役場内とするものでございます。

それから、第4条では南宗谷4町を南宗谷地区に、2項では枝幸町及び歌登町を及び枝幸町に、それから先ほど申し上げました5条から8条につきましては新たに規約を明確化したものでございます。

5条は、委員の任期でございますが、介護認定審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2項、委員は、再任することができる。

第6条、会長、介護認定審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2項、会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3項、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめその指名した委員が、会長の職務を代理する。

第7条は、会議でございます。介護認定審査会は、会長が招集する。

2項、介護認定審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3項、介護認定審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第8条、合議体、介護認定審査会は、委員のうちから会長が指名した委員をもって構成する合議体（以下「判定会議」という。）を置く。

2項、判定会議を構成する委員の定数は、5人とする。

3項、判定会議に議長を置き、これを構成する委員の互選によってこれを定める。

4項、判定会議は、要介護認定等に係る審査及び判定の案件を取り扱う。

5項、判定会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

6項、判定会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ここで、合議体なのですが、これまで平成12年度からこの介護認定審査会により審査を行ってきたところですが、各委員の経験年数等が増して審査についてもスムーズに行われてきていることから、各町村の意向により定数10名のうち判定会議は

5名で行っていくこととしたものでございます。

第5条の負担金は第9条で、それから南宗谷4町を南宗谷地区に、3項では南宗谷4町を南宗谷地区に、第10条に新たに予算という項目をつくり明確化を図りました。

第10条、介護認定審査会に関する予算は、浜頓別町の介護保険に関する特別会計に計上する。

以下、第6条を第11条に、第7条を12条に、第8条を第13条に、次のページにいきまして第9条を第14条に、第10条を第15条に、附則につきましてはそれぞれ南宗谷4町を南宗谷地区に、第8条第1項を第13条第1項に、この規約は、平成18年3月20日から施行するとなっております。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 今説明いただいたところには、介護認定審査会とか判定会議の開催の回数とか時期とかについてこの部分では書かれていなかったのですけれども、審査会、判定会議、年に何回とか、そういう決まりがありましたら、教えていただきたいと思えます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 判定会議は、月に2回行っております。

以上です。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） なければ質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号 南宗谷4町介護認定審査会共同設置規約について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 南宗谷4町介護認定審査会共同設置規約の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第18、議案第4号 職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第4号 職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第4号 職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

今回の改正は、平成14年12月1日から適用されている俸給の調整基本額の一部を改正する人事院規則に基づき、給料の調整基本額に関する経過措置を削除するものであります。これに伴い、医療職給料表1が適用されている職員は、平成18年1月1日から本則適用に基づく給料調整基本額の支給となるものであります。

職員給与条例の一部を改正する条例（平成7年中頓別町条例第27号）の一部を次のとおり改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 削除

附則、この条例は、平成18年1月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号 職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（石神忠信君） 続いて、日程第19、議案第5号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第5号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制

定について、教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋教育次長。

○教育次長（米屋彰一君） 議案第5号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

これは、本年度をもって閉校する敏音知小学校にかかわる条例の改正でございます。

中頓別町立学校設置条例（昭和44年中頓別町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の別表第1中敏音知小学校の項を削る。

附則、この条例は、平成18年4月1日から施行するというものでございます。

簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第20、議案第6号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第6号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第6号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5,645万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億355万5,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正で、既定の地方債の変更は「第2表地方債補正」によるものであります。

3ページ、地方債補正から説明いたします。3ページです。辺地対策事業債では、限度額を370万円増額し、7,100万円とするもので、内容は上駒松音知線改良舗装整備事業にかかわる事業量の変更に伴うものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

過疎対策事業債では、限度額を750万円減額し、4億390万円とするもので、内容は中頓別弥生線改良舗装整備事業で370万円の減額、町道4条通り線整備事業で550万円の減額、町道2条通り線整備事業で210万円の増額、医療機械器具購入事業で40万円を減額するものですが、それぞれの事業において事業量等が変更になったことによるものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

臨時財政対策債では、限度額100万円増額し、1億3,700万円とするもので、本年度発行可能額分として今回変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

減税補てん債では、限度額110万円増額し、260万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、事項別明細書、歳出、9ページになります。説明申し上げます。1款議会費、1項議会費、1目議会費は、既定額に7万4,000円の追加で、主な内容はさきの給与改定に伴う職員給与費、共済費の補正のほかに19節の研修費負担金の不用額を減額するものであります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から689万4,000円減額するもので、主な内容はさきの給与改定に伴うものに加え、人事異動に伴う会計間の調整分として給料、職員手当等、共済費をそれぞれ補正するものであります。

5目企画費では、既定額に192万円を追加するもので、内容は地方バス路線維持対策補助金として宗谷バス株式会社からの補助申請に基づき交付するものですが、当初予算に不足が生じたので、追加するものであります。

12目情報推進費では、既定額に113万1,000円を追加するものであります。内容は、国が進めるe-Japan（イージャパン）戦略の中の重点課題でもある電子自治体を効果的、効率的に実現するための北海道独自の構想、ハープ構想で、今後は個々自治体ごとにシステムを開発、運用することをやめ、道内の自治体がシステムを共同で開発、運用し、個々の自治体はネットワークで利用するという内容であります。この構想の推進のための組織として、道と市町村で構成する北海道電子自治体運営協議会が設置されております。現在既に167の市町村が参加してありまして、こういう状況を踏まえ、本町としても本年度から同協議会に参加することとしたものであります。このための経費として、北海道電子自治体共同運営協議会システム開発委託料として110万1,000円、同協議会負担金として3万円計上するものであります。なお、システム開発委託料に対しては、

本年度中に同協議会に参加することによって市町村振興協会から半額の助成を受けられることになっております。

4項選挙費、5目衆議院議員選挙費は、既定額から20万7,000円減額するものでありまして、同選挙の委託金が確定したことに伴い、各節における予算額を調整するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費は、既定額に14万9,000円追加するもので、内容は平成16年度老人福祉施設入所費徴収金本人分ですが、3人分の返還金を計上するものであります。

8目介護福祉センター費では、既定額に164万9,000円追加するものでありまして、内容は新年度からスタートする包括支援センター業務に必要なシステムにかかわるパーソナルコンピューターソフトの購入経費を計上するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目病院費では、既定額に4,714万7,000円追加するものであります。内容は、19節負担金補助及び交付金で国民健康保険病院事業会計補助金として企業債利子分25万1,000円を減額、不採算運営費分で4,748万3,000円を計上するものであります。24節投資及び出資金では8万5,000円の減額で、医療機械器具購入費の減によるものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、既定額に4万4,000円追加するもので、内容は報酬、交際費、不用額の減額に加え、農業委員会活動促進事業交付金の増額分を財源として需用費等の追加を行うものであります。

5目農業者年金費では、既定額に7,000円追加をするもので、内容は需用費として同額追加するものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、既定額から350万円減額するもので、事業で計上した職員給与費の減額調整のほか、需用費33万1,000円、用地確定測量等委託料88万3,000円をそれぞれ減額、工事請負費ではそれぞれの工事における過不足を最終調整し、76万4,000円を追加、補償補てん及び賠償金では事業費の変更に伴い275万8,000円を減額するものであります。

3項河川費、1目河川総務費では、既定額から433万7,000円減額するもので、内容は事業で計上した職員給与費の調整、需用費不用額の減額、工事請負費では事業費の減に伴い不用額405万3,000円を減額するものであります。

9款消防費、1項消防費、1目消防費では、既定額から152万1,000円減額するもので、南宗谷消防組合負担金として同額の減額であります。内容は、主に給与改定に伴う中頓別支署職員給与費の減のほか、消防本部負担金等の減額によるものであります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、既定額に228万8,000円追加するもので、内容は職員給与改定のほかに人事異動に伴う職員給与費の調整による給料、職員手当等、共済費の追加、嘱託職員の報償費の減額、19節では退職手当組合負担金9万1,000円を追加するほか、来年3月末で閉校となる敏音知小学校の閉校記念協賛会

補助として50万円を新たに計上するものであります。

13款諸支出金、2項特別会計繰出金、1目特別会計繰出金では、既定額に550万追加するもので、水道事業会計繰り出し2,000円を追加、下水道事業特別会計繰り出し252万9,000円、これは使用料の収入増あるいは消費税還付等による収入増がありましたので、特別会計には252万9,000円の繰り出しを減額するという内容であります。介護保険事業特別会計繰り出しでは、事務費繰り入れ分として802万7,000円を追加するものであります。

3項基金費、1目減債基金費は、新規計上であります。公債費負担適正化計画、平成17年度から23年度の7カ年ではありますが、その適正化計画に基づき本年度分として1,300万円を減債基金に積み立てるものであります。

歳出合計、既定額に5,645万円を追加し、歳出の予算総額を38億355万5,000円とするものであります。

6ページ、歳入であります。10款地方交付税、1項地方交付税、1目普通交付税は、既定額に4,266万4,000円を追加し、補正後の額を18億8,553万6,000円とするものであります。普通交付税は、今回の補正で全額計上することとなります。

2目特別交付税は、既定額に1,720万6,000円追加するもので、補正後の額を1億9,393万1,000円とするものであります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目土木費国庫補助金では、予算の補正はありませんが、事業量の変更に伴いそれぞれの補助事業における補助金額が増減しております。

15款道支出金、2項道補助金、3目農林業費補助金は、既定額に4万6,000円追加するもので、内容は農業委員会活動促進事業交付金を同額追加するものであります。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額から20万7,000円を減額するもので、本年執行された衆議院議員総選挙に伴う委託金が確定したことによるものであります。

3目土木費委託金では、既定額から433万7,000円を減額するもので、内容は頓別川広域河川改修工事、小頓別地区附帯工事に伴う委託金が事業量の変更に伴い減額となったものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目天北線代替輸送確保基金繰入金は、既定額に192万円を追加するもので、代替バス運営費補助に充てるものであります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、既定額に30万2,000円追加するもので、今回の補正で前年度繰越金は全額計上することとなります。

20款諸収入、3項雑入、1目雑入では、既定額に55万6,000円追加するものです。内容は、農業者年金事務委託金で6,000円、歳出で説明しました北海道電子自治体共同運営協議会システム開発委託料に対する北海道市町村振興協会の補助金55万円を追加するものであります。

21款町債、1項町債、1目辺地対策事業債は既定額に370万円追加、2目過疎対策事業債は既定額から750万円減額、5目臨時財政対策債は既定額に100万円追加、6

目減税補てん債は110万円追加するもので、内容は地方債で触れておりますので、説明は省略させていただきます。

歳入合計、既定額に5,645万円を追加し、予算の総額を38億355万5,000円とするもので、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 道路新設改良費、歳出のところで、ページ数は12ページですけども、道路新設改良費補正額として全体では350万円の減額補正となっているわけですけども、3ページの地方債補正のところ町道2条通り線整備事業は増額、プラス210万円となっているわけなのです。事業量の変更に伴うものだというふうな説明だったと思いますけれども、2条通り線、今年度2工区工事が行われたのですけれども、どのような部分で事業の変更があったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 2条通りについてご説明申し上げます。

町道2条通り線につきましては、当初移転補償費を含めて予定しておりましたけれども、移転補償費が少なかったことによる事業量の減額でございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） お聞きしたいのは、3ページの地方債補正のところ町道2条通り線整備事業は変更前8,070万円、変更後8,280万円になっていて、このところで210万円ふえていると思うのです。そういうような説明だったと思います。歳出の方の説明ですと、道路新設改良費は全体として減額350万円の補正になっていますけれども、いろいろ減額があったり、増額があったりして全体としては減額350万円となっているのだと思います。その中で2条通り線については、当初の予定より210万円地方債補正でふやしているということですよ。今年度は、2条通り線2工区の道路改良が行われたわけですけども、どういう部分で210万円が増額になったのか、事業量の変更に伴うものによるという説明はあったと思うのですけれども、中身、具体的にこういう部分というのがわかりましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 大変申しわけございませんでした。全体の事業量がふえました。なぜかといいますと、当初6丁目線の交点までを予定しておりましたけれども、取り付けの関係で約5メートルほど延長になったというのが主な要因でございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 今の件についてはわかりました。

もう一点ですけども、家屋移転補償費275万8,000円の減額ということでした

けれども、2条通り線の整備をするに当たって移転補償は行わないというような方針ではなかったかと思うのですけれども、これについてどうなのでしょう。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 基本的に家屋の移転を伴わない予定でございましたけれども、事業の関係でどうしても移転補償費を見なければならぬ部分が予想されたわけですが、それがなかったということ、それと前段でお答えしました、大変申しわけございませんでしたけれども、2条通り線に限らないほかのところの移転補償費も当初で予想していたことによる減額でございますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 移転補償費についてですけれども、2条通り線に限らずこれからいろいろ道路の改良なんかもまだ予定されているところがあると思いますけれども、移転補償はこういう場合は行うだとか一切行わないとか、基準というか、方針をきちんと明確にしておいていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） はっきり明記すると言われてもちょっと難しいところがございます、事業で極端に言いますと道路その部分だけ移転補償しなければ狭くなるという状況も予想されます。その点で移転補償費というのはある程度当初から予定しておかなければ事業がスムーズにいかないということも予想されますので、その点を補償しないという明記だけは避けていきたい、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 移転補償の関係につきましては、ケース・バイ・ケースがあらうと思いますけれども、基本的にはできるだけ移転補償に大きなお金をかけないで道路の改良、整備をしていきたいと、こういう考え方を持っておりますから、今本多議員が言われたことも含めて内部で検討いたさせます。

○議長（石神忠信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件につきましては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（石神忠信君） 続きます、日程第21、議案第7号 平成17年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第7号 平成17年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算につきましては、天北厚生園長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 千葉天北厚生園長。

○天北厚生園長（千葉辰雄君） 議案第7号 平成17年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,470万2,000円とするものがあります。

事項別明細5ページ、歳出からご説明いたします。1款知的障害者支援費、1項知的障害者支援費においては、同額の95万円を補正し、2億6,465万1,000円とするものであります。1目事務費におきましても同額で、2億3,426万8,000円とするものであります。内容につきましては、2節の給料で93万9,000円の追加、これは今回の人事院勧告に伴う部分と人事異動に伴うそれらを調整したものであります。3節の職員手当におきましては208万6,000円の減額、大きな主な内容につきましては当直料の減額分であります。4節の共済費におきましては102万5,000円の追加、7節の賃金におきましては75万6,000円の追加、これは5月からさらに1名臨時職員を追加したことによるものであります。8節の報償費においても13万1,000円、臨時職員の期末報償費1名追加分によるものであります。19節の負担金補助及び交付金におきましては18万5,000円の追加、歳出総額を既定額に95万円を追加し、2億6,470万2,000円とするものであります。

続きます、4ページ、歳入であります。1款施設訓練等支援費、1目施設訓練等支援費におきまして、既定の予算額に95万円を追加し、2億1,389万5,000円とするものであります。内容につきましては、現年度分の施設訓練と支援費収入として95万円を追加したものであります。

歳入合計、既定額に95万円を追加し、予算の総額を2億6,470万2,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号 平成17年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 平成17年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第22、議案第8号 平成17年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第8号 平成17年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第8号 平成17年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。平成17年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,351万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,787万1,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明をいたします。5ページをお開きください。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、既定額に3,465万1,000円を追加するものでございます。内容につきましては、療養費の増により追加するものでございます。

3目一般被保険者療養費につきましても既定額に10万7,000円を追加するものでございます。内容につきましては、療養費の増によるものでございます。

5目審査支払手数料につきましても3万9,000円の追加でございます。内容につきましては、1目、3目それぞれ取り扱い件数が増になったことによる追加でございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましては、既定額に304万6,000円を追加するものでございます。これにつきましても高額療養費の増額による追加となっております。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金につきましては、既定額から2,028万7,000円を減額するものでございます。

2目老人保健事務費拠出金につきましても既定額から2万9,000円を減額するものでございます。

4款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金につきましては、既定額に187万4,000円を追加するものでございまして、これにつきましては2号被保険者等の1人当たりの療養費がふえたことによる増額となっております。

次のページをお開きください。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目一般被保険者還付加算金につきましては、389万9,000円を追加するものでございます。内容は、前年度分、過年度分の返還金でございます。

4目退職被保険者等還付加算金につきましては、既定額に21万6,000円を追加するものでございます。これにつきましても過年度分の返還金でございます。

次に、歳入をご説明いたします。4ページをお開きください。5款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金につきましては、既定額に811万を追加するものでございます。高額療養費の共同事業交付金として交付されるもので、連合会から交付されるものでございます。

6款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金につきましては、既定額に1,540万6,000円を追加するものでございます。前年度繰越金を歳出に充てるものでございます。

歳入合計2億5,435万5,000円に2,351万6,000円を追加し、2億7,787万1,000円として歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより平成17年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成17年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で暫時4時10分まで休憩にいたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第9号

○議長（石神忠信君） 日程第23、議案第9号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第9号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、病院事務長に内容の説明をいたさせます。

高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 議案第9号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出、収入及び支出の既決予定額に3,056万9,000円を追加して収入及び支出の総額をそれぞれ5億3,488万9,000円とするものであります。

第3条、資本的収入及び支出、収入について既決予定額から58万5,000円を減額して4,513万5,000円とし、支出について既決予定額から4万7,000円を減額して5,319万1,000円とし、収入が支出に対して不足する額805万6,000円は当年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

第4条、企業債、医療機械購入に係る病院事業債の限度額を50万円減額して1,360万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

第5条、他会計からの補助金、一般会計から受ける補助金の既決予定額に4,714万7,000円を追加して9,231万6,000円とするものです。収益的収入で企業債利子分1,118万8,000円、基礎年金拠出金公的負担分353万5,000円、研究研修費120万円、不採算運営費4,748万3,000円の計6,340万6,000円、この額は平成17年度普通交付税算出資料に病院分として算入されている額であります。資本的収入で企業債元金分1,499万5,000円、医療機械購入に伴う過疎対策事業債1,360万円、単独医療機械購入費分として31万5,000円の計2,891万円であります。

第6条、たな卸資産購入限度額、既決予定額に1,769万2,000円を追加して1億8,700万2,000円とするものであります。

収益的支出についてご説明申し上げます。11ページをごらんください。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費につきましては、既定予定額に1,032万1,000円を追加し、2億5,399万7,000円とするもので、給料、手当、法定福利費、退職手当組合負担金につきましては給与改定、採用、退職、人事異動等の精査によるもので

す。賃金のうち調理員につきましては、本年3月末の臨時職員退職者を4月1日嘱託職員の人事異動により補充したことによる減、看護師賃金につきましては2名のうち1名については12月2日付退職、1名について1月末退職予定のため減といたしました。出張医師賃金につきましては、今後の見込額を推計し、増といたしました。事務補助者賃金につきましては、2名の窓口職員に係る不足見込額を追加し、栄養士賃金につきましては常勤栄養士の出産、育児休業に伴い雇用した臨時栄養士が半日勤務のため減といたしました。薬剤師賃金につきましては、4月から10月分までの支出額を計上いたしました。

2目材料費につきましては、薬品費で2,019万2,000円の増額であります。使用量の増と従来より安価な薬剤をまとめ買いしたことによる増であります。診療材料費、給食材料費につきましては、今後の見込みにより減額したところであります。

3目経費につきましては、今後の見込みにより精査したところでありますが、賃借料中睡眠時無呼吸症候群検査機器リース料につきましては新規の計上であります。12ページ、委託料中看護師養成委託料の30万円の減額につきましては、本年4月町長推薦により旭川厚生看護専門学校に入学した中頓別農業高等学校の女子生徒が9月30日付で自主退学したことにより後期分の委託養成費が不用になったことによる減額であります。この生徒の退学により、前期分として旭川厚生看護専門学校に納入した委託養成費30万円と本人に交付した助成金24万円の計54万円につきまして、中頓別町医師及び看護師等の養成に関する条例第7条に基づき返還義務が生じますが、本人及び保護者からの要望を認め、12月から毎月2万円、27カ月間の返還をするという確約書を徴して返還をいたさせます。

4目減価償却費につきましては、第1回定例会で議決をいただき16年度補正予算で購入いたしましたレントゲン機械のドライレーザーイメージャー分を追加いたしました。

5目資産減耗費につきましては、16年度に撤去した車庫4棟分と今年度更新した高圧蒸気滅菌器の旧機器分を固定資産除却費として追加いたしました。

2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費では、支払利息の確定により減額をいたしました。

2目医師看護師養成費では、委託料同様看護学校退学による後期分の助成金不用額を減額いたしました。

5目消費税では、3月の中間納付額を追加いたしました。

収益的収入についてご説明申し上げます。10ページをごらんください。1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益では、10月までの実績から2,538万6,000円を追加し、総額1億7,262万6,000円としたところです。この額は、平成16年度決算額1億5,804万6,000円に比較して1,458万円の増であります。

2目外来収益では、4,204万9,000円を減額し、総額2億7,597万1,000円とし、収入、支出のバランスをとっております。ちなみに、16年度決算額2億615万5,000円に対しまして6,981万6,000円の増となっております。

2項医業外収益、2目他会計補助金では、第5条でご説明申し上げた普通交付税算入額6,340万6,000円と当初予算計上額1,617万4,000円との差額4,723万2,000円を計上いたしました。

資本的支出についてご説明申し上げます。13ページをごらんください。1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費で4万7,000円の減額であります。当初予算で計上いたしました循環器用超音波診断装置の見積もり合わせによる21万円の減と超音波ネブライザー1台、車いす、リクライニングタイプ、標準タイプそれぞれ1台を新規に計上いたしました。

収入では、1款資本的収入、1項出資金、1目一般会計出資金では8万5,000円の減額で、医療機械購入に伴う過疎対策事業債40万円の減額と当初予算で計上いたしました高圧蒸気滅菌器が耐用年数4年のため、補助起債対象となる単独購入となったために購入費の2分の1を一般会計出資金として計上いたしました。

2項企業債、1目企業債では、医療機械購入の実績により50万円の減といたしました。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

石井さん。

○7番（石井雄一君） 臨時看護師賃金を減額していますよね。その中で12月1名退職、1月1名退職ということなのですかけれども、これはこれから退職するということですか。その後補充するのかどうかをお伺いしたいのと、それと看護師養成委託料なのですかけれども、これまたま今高校生を養成委託料を受けたということなのですかけれども、ほかの学校でも対象になるのか、その辺お伺いします。

○議長（石神忠信君） 高井病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 臨時看護師の退職につきましては、おっしゃったとおり12月2日で既に1名退職しております。それから、1月末でも退職が決定しております。既に退職願の提出があり、退職を承認することに決定しております。補充につきましては、11月1日付で正職員、准看護師でありますけれども、1名採用、それから12月12日付で、これも准看護師でありますけれども、1名採用いたしまして、現在のところ14名で1月末で13名になる予定で、今後も募集活動を継続していきたいというふうに考えております。

それと、看護師の養成費でございますけれども、たまたまことしにつきましては旭川厚生看護専門学校に入学する生徒に対して助成措置をいたしましたけれども、ほかの看護学校あるいは短大、大学につきましても助成措置の対象とすることになっております。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成17年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第24、議案第10号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第10号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきましては、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 議案第10号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ181万4,000円を減額しまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億660万4,000円とするものでございます。

5ページの歳出からご説明申し上げます。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費では、既定額から13万円を減額するものでございます。2節給料、3節職員手当等につきましては、給与改定に伴う減額でございます。9節旅費につきましては、不用額の減額となっております。

2目財産管理費では、既定額から168万5,000円を減額するものでございまして、7節賃金で11万9,000円、13節委託料で60万円、14節使用料及び賃借料で12万1,000円、15節工事請負費で39万5,000円、16節原材料費で45万円、それぞれ不用額の減額を計上したところでございます。

2款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費では、既定額に1,000円を追加するもので、実施分1,000円を追加するものでございます。

歳出合計、既定額1億841万8,000円から181万4,000円を減額いたしまして、歳出合計1億660万4,000円とするものでございます。

次、歳入についてご説明申し上げます。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料では、現年度分の水道使用料の減額でございまして、181万6,000円を減額するものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額に2,000円を

追加し、繰入金合計を3,426万8,000円とするものでございます。

歳入合計、既定額から181万4,000円を減額しまして、歳入合計1億660万4,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところでございます。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第25、議案第11号 平成17年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第11号 平成17年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきましては、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 議案第11号 平成17年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出の予算の総額から22万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,809万5,000円とするものでございます。

事項別明細書6ページの歳出からご説明申し上げます。1款下水道費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に9万4,000円を追加し、総額3,483万5,000円とするものでございます。内容につきましては、2節給料、3節職員手当等で総額12万円の減額でございますけれども、これにつきましては給与改定による減額でございます。11節では修繕費で54万円の追加、13節委託料では管理センターの維持管理業務委託料の執行残による32万6,000円の減額でございます。

2 款公債費、1 項公債費、2 目利子につきましては、既定額から 31 万 7,000 円を減額するものでございまして、長期債、借入金利子 31 万 7,000 円を減額するものでございます。

歳出合計、既定額から 22 万 3,000 円を減額し、歳出合計 1 億 3,809 万 5,000 円とするものでございます。

次に、4 ページの歳入についてご説明申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目下水道分担金では、滞納繰り越し分 18 万 7,000 円の追加でございまして、これにつきましては、受益者分担金滞納繰り越し分 3 件分でございます。

2 款使用料手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料では、既定額に 71 万 6,000 円を追加し、総額 2,500 万 1,000 円とするものでございます。

3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金につきましては、既定額から 252 万 9,000 円を減額いたしまして、総額 6,219 万 1,000 円とするものでございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、13 万 8,000 円を追加しまして総額 13 万 9,000 円とし、前年度繰越金全額計上したところでございます。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入では、既定額に 126 万 5,000 円を追加し、126 万 6,000 円とするもので、これにつきましては消費税の還付金でございまして、簡易課税制度への移行による還付によるものでございます。

歳入合計、既定額から 22 万 3,000 円を減額いたしまして、歳入合計 1 億 3,809 万 5,000 円とし、歳入歳出のバランスをとっているところでございます。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 11 号 平成 17 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号 平成 17 年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第 26、議案第 12 号 平成 17 年度中頓別町

介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第12号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課参事に説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

1 ページをお開きください。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ802万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億52万7,000円とするものでございます。

それでは、5ページをお開きください。歳出の事項別明細からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、同額の802万7,000円を追加補正し、990万2,000円とするものでございます。内容としましては、備品購入費でパーソナルコンピューターを購入するという事で、これにつきましては平成18年の4月から保険法の改正により平成11年に導入いたしましたシステムを全面的に更新しなければならないということから、今回補正を組まさせていただくものでございます。

2款保険給付費につきましては、項内での増減でございます。1項介護サービス等諸費、2目施設介護サービス給付費につきましては400万の減額補正で、1億4,576万円とするものでございます。

4項高額介護サービス費、4目高額介護サービス費につきましては、100万円を追加補正し、172万円とするもので、これにつきましては高額介護サービス給付費でございます。

5項の特定入所者介護サービス費、1目特定入所者介護サービス費につきましては、300万円の追加補正をし、683万円とするもので、内容につきましては特定入所者介護サービス給付費でございます。

歳出の合計額、既定額に802万7,000円を追加補正し、2億52万7,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。歳入についてご説明させていただきます。6款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他繰入金につきましては、802万7,000円を追加補正し、1,359万円とするもので、内容につきましては事務費繰入金でございます。

歳入の合計額、既定額に802万7,000円を追加補正し、2億52万7,000円とするものでございます。

以上で歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 1点、一般管理費の備品購入で、パソコンで802万、システムが変わって購入しなければならないということなのですけれども、どんなパソコンなのだいということになると思うのだけれども、800万円超えるということになると。台数なりなんなりちょっとそこら辺の情報を中身をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） それでは、お答えします。

要するに現在ありますコンピューターですけれども、1台ですけれども、これにつきましては平成11年に導入されたもので、平成18年4月から制度改正によってソフトの部分を全部入れかえないとならぬということでございます。それで、ソフトを入れかえるためには現在のハードですけれども、これでは容量が不足しているということで、そういう関係から全面的にハードとソフトと両方を入れかえなければならないということでございます。

○議長（石神忠信君） 村山さん。

○8番（村山義明君） ちょっとけたが違うので、それに対して補助制度とか、そんなのはないのですか。全部自前で用意しなければならないということなのか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 現在補助事業につきましては、当初は11年のときは全額補助されたのですけれども、今回の場合は補助制度はあるという話は聞いています。それで、当初は50万という話だったのですけれども、それが60万の補助に値上がりしていたのですけれども、ただしその60万という補助に対しても現在はっきりとしたことがまだ道の方から示されていないということから、今回この中には歳入としては見ていなかったということでございます。

以上です。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） ちょっと確認したいのですけれども、ソフトとあれと1台なのかい。さっき1台と言っていたけれども、それで800万円でこんなにするものなの。ちょっとわからないのだけれども、すると言えばそうなのかもしれないけれども。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） パッケージウエア、それからハードウエアということで、これにつきましては519万1,200円で、ただそれに対する導入経費がかかります。これが導入経費が283万5,000円かかるということで、今の現在のデータを新しい機械に全部入れかえる作業もでございますので、そういうことで導入経費が283万5,000円、それからソフトとハードで519万1,000円ほどかかるということでございます。

○議長（石神忠信君） ほかにありませんか。

(「ちょっと休憩とってもらえますか」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時38分

再開 午後 4時45分

○議長(石神忠信君) 会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第27、発議第5号 私学助成の『北海道単独上乘せ補助全廃』の方針を改め、拡充を求める意見書(案)の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

本多さん。

○5番(本多夕紀江君) 発議第5号、この意見書は、道の補助金削減方針により多大な経済的打撃を受ける私学関係者で組織する北海道私学助成をすすめる会、西條光子会長からの要請に基づき発議するものでございます。

それでは、読み上げてご提案申し上げます。

発議第5号。

平成17年12月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、本多夕紀江。賛成者、同じく、柳澤雅宏。

私学助成の『北海道単独上乘せ補助全廃』の方針を改め、拡充を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

私学助成の「北海道単独上乘せ補助全廃」の方針を改め、

拡充を求める意見書(案)

私立高校、私立幼稚園、専修・各種学校の認可責任をもつ北海道は、2006年度の予

算編成で道単独で措置している助成金を高校、幼稚園は全額カット、専修・各種学校は半額カットする計画づくりを進めています。

私立高校の場合、1校あたり4千2百万円の減額、生徒一人当たり授業料換算で6万5千円に相当します。

もし、その通り実施されれば、授業料の大幅な値上げと教育条件の一層の悪化、私学の経営難、廃校につながることとなります。

道内の私立高校には、全日制高校生の約23パーセントが学んでいますが、私学助成が少ないため、授業料を3ヶ月以上滞納する生徒は、一校あたり10人前後、経済的理由による退学者は、1.5人にも及んでいます。私学助成の廃止・縮減は、これから私立高校進学をめざす子どもたちの「教育を受ける権利」を奪うことにもなりかねません。

教育は「百年の大計」といわれ、時々の財政事情を考慮しても最優先されるべきものと考えます。

私学は、憲法・教育基本法と独自の建学精神・教育理念に基づき、道民の様々な教育要求に応じてきました。

私学教育を通じて実践される豊かで優れた人材育成は、北海道の未来の礎となると確信しています。

よって、「北海道単独上乘せ補助全廃」など私学助成の大幅な削減方針を改め、むしろ拡充して公私の格差を公平化するよう強く要望致します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

平成17年12月18日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、北海道知事、北海道議会議長。

以上でございます。慎重審議の上、満場一致での議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第5号 私学助成の『北海道単独上乘せ補助全廃』の方針を改め、拡充を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号 私学助成の『北海道単独上乘せ補助全廃』の方針を改め、拡充を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎時間の延長

○議長（石神忠信君）　ここで本日の会議時間は、議事の都合上、あらかじめ延長をしておきます。

◎発議第6号

○議長（石神忠信君）　引き続き、日程第28、発議第6号　平成18年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君）　この意見書は、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会からの要請に基づき発議するものでございます。

それでは、読み上げてご提案申し上げます。

発議第6号。

平成17年12月18日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、柳澤雅宏。賛成者、同じく村山義明。

平成18年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成18年度予算等における森林・林業・木材産業施策
の確立を求める意見書（案）

近年の温室効果ガスの増加による地域温暖化問題は、人類の生存基盤を揺るがす重大な環境問題となっており、「京都議定書目標達成計画」において、森林には、二酸化炭素吸収源として重要な役割が課せられ、今後、これを確実なものとするため、「森林・林業基本計画」に基づく計画的な森林の整備が強く求められています。

一方、わが国の森林・林業・木材産業については、国産材の需要・価格の低迷、林業労働力の減少等により林業生産活動が停滞し、間伐をはじめとする森林の整備・管理が十分に行われなくなってきており、このままでは二酸化炭素吸収源としての役割はもとより、近年の山地災害が多発するなかで、安全・安心な国土形成と国民の暮らしを守る森林機能の消失が危ぶまれています。

さらに、近年多発している違法伐採は、今や地球環境を保全するうえで大きな問題となっており、森林の減少・劣化による環境破壊や地球温暖化を加速させています。違法伐採木材が国際市場に流通することにより、地球的規模での持続可能な森林経営を阻害する要因につながり、わが国の森林・林業・木材産業へ与える影響も深刻なものとなっています。

よって、わが国の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は、極めて厳しいことから、平成18年度予算等において、下記の施策が実現されるよう強く要望致します。

1　森林・林業基本計画及び地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策に基づく森林整備の推進及び「緑の雇用」事業による林業労働者の育成・確保等の諸施策を着実に実施すること。

1 低コストで安定的な木材供給体制としての効率的なシステムを確立すること。また、伐期の長期化など森林経営の実態に即した借り換え融資制度の創設など、森林・林業の再生に向けた諸施策を展開すること。

1 「違法に伐採された木材は使用しない」という考え方に基づき、国として実効性のある具体的施策を早急に確立すること。また、地域産材の利用拡大に向けて、地域材利用者に対する助成措置の創設及び木質バイオマス利用技術の開発・普及など、具体的施策を早急に確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

平成17年12月18日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、林野庁長官。

以上でございます。慎重審議の上、満場一致で議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第6号 平成18年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号 平成18年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第7号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第29、発議第7号 北海道財政の再建についての意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

星川さん。

○1番（星川三喜男君） この意見書は、先ほど採択されました請願第1号の願意の多くを取り入れた発議のものですので、よろしくようお願いいたします。

それでは、発議第7号。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、星川三喜男。賛成者、同じく村山義明。

北海道財政の再建についての意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

北海道財政の再建についての意見書（案）

北海道においては、現在、赤字再建団体転落というこれまでに経験したことがない未曾有の財政危機に直面しており、2年間で1,800億円の収支不足を解消する「財政立て直しプラン見直し方針」や「新たな行政改革大綱方針」などが策定されました。

道が示している「財政立て直しプラン見直し方針」では、「公共事業費15%、一般施策事業費25%」など一律的に歳出削減するとともに、「行革大綱方針」に基づき具体策を検討し、年内を目途に成案を取りまとめるとしています。

財政の一律削減は、社会的弱者や市町村への直接的な影響も危惧されることから、道における財政再建計画については、道民および市町村にとって「温かい改革」となるよう、以下の点について配慮されますよう要望致します。

記

1. 道が財政危機に至った要因について明確に示し、その打開のためには国からの地方交付税等の安定的な確保と公正な税源移譲を求めて、真の「三位一体」改革の取り組みを強化すること。
2. 道財政の抜本的な歳入・歳出の見直しにあたっては、これまでの教訓をふまえ、特に歳出においては事業の優先度をはかるなど不要不急な事業の見直しを徹底的に行うこと。
3. 道民への公共サービスの提供については、「厳しい財政の中で何を優先し、何を我慢するのか」を明確にし、道民も納得する「温かい改革」を推進すること。
4. 道民生活の暮らしに直結する医療・福祉や教育、社会的弱者への施策、失業者への雇用対策の施策については維持・継続し、北海道の優れた自然や景観、食糧を提供している農林水産業の振興策を重視する改革とすること。
5. 財政だけの見直しではなく、北海道自治のあり方を含めた改革となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

平成17年12月18日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、北海道知事。

以上でございます。どうか満場一致で議決を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第7号 北海道財政の再建についての意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号 北海道財政の再建についての意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第8号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第30、発議第8号 季節労働者の雇用と生活の安定を求める意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） この意見書ですが、この意見書は先ほど採択されました陳情第1号及び請願第2号、この二つの願意を取り入れて発議するものでありますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、読み上げてご提案申し上げます。

季節労働者の雇用と生活の安定を求める意見書（案）

北海道では、積雪寒冷という気象条件によって冬期に失業を余儀なくされる季節労働者が、建設業を中心に14万3千人を超えています。

国の「冬期雇用援護制度」は、1977年度に「積雪寒冷地冬期雇用促進給付金」制度として発足して以来、季節労働者の冬期間の雇用と生活を守る重要な役割を果たしてきたにもかかわらず、政策効果があがっていないことを理由に、2006年度をもって廃止されようとしています。

しかし、ピーク時には30万人であった季節労働者数は、建設業における通年雇用化がすすんで、通年雇用の労働者の比率が季節雇用の労働者を上回るようになっています。

このように季節労働者の通年雇用状況は着実に改善されてきているものの、道内では、長期にわたる不況と景気回復の遅れ、さらには自治体財政の悪化によって公共事業の減少が続くなど、雇用情勢は深刻さを増しています。

道内の建設投資額が1月～3月の第4四半期において大幅に減少する状況は依然として続いており、こうした状況下で、国が季節労働者冬期雇用援護制度を廃止することは、季節労働者の雇用と生活を根底から脅かすばかりでなく、建設業者をはじめ地域経済にも深刻な影響を与えることは明らかです。

よって、国においては、本道季節労働者の実態と厳しい経済状況を踏まえ、次の事項を実現するよう強く要請致します。

1 北海道における国の公共事業の施工量の平準化（冬期施工量の増加）を図り、季節労働者の冬期雇用の拡大及び通年雇用化を促進させること。

2 季節労働者の冬期雇用の拡大、通年雇用化の促進、冬期失業者の教育訓練の展開を図るため、「冬期雇用援護制度」を存続するとともに、中・長期的な改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

平成17年12月18日、北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣。

以上でございます。どうか満場一致で決議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第8号 季節労働者の雇用と生活の安定を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号 季節労働者の雇用と生活の安定を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（石神忠信君） 日程第31、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件について、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配付したとおりの申し出があります。

お諮りします。本件について各委員長の申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長申し出のとおり決定しました。

◎閉会の議決

○議長（石神忠信君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の会議を閉じます。
平成17年第4回中頓別町議会定例会を閉会いたします。

（午後 5時07分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員